

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
第1の基本目標 「子育てを地域全体で支援する地域力を創る」									
1-①子育てに関する情報提供・相談・居場所の機能を持つ、地域の子育て支援の総合的な拠点が設置されている。									
1 地域子育て支援拠点の設置 いつでも親子が交流でき、子育て相談、情報提供等の様々な機能を持つ子育て支援の総合的な拠点を各区に1か所設置します。この拠点は、子育て活動団体等と協働して区内の子育てに関する施設や活動のネットワーク化を図ることや人材育成に取り組みます。	—	1か所	18か所	市内1区において、子育て支援拠点を1か所整備します。	計画どおり、地域子育て支援拠点を1か所整備しました。 (港北区3月末・開設)	B	・特に設置年度には、事業実施主体である区の執行体制を十分に確保する必要があります。 ・設置後の事業推進過程においては、区及び受託法人が十分に連携を図り、協働しながら計画、実施を行う必要があります。 ・区の特性に応じた事業展開方法に柔軟に対応できるよう、事業スキームを検討する必要があります。 ・運営にあたっては、NPOなどの団体と行政が協働して、人材育成を含め、内容の充実・質の向上を図っていく必要があります。	こども青少年局	地域子育て支援課
2 子育て支援者の子育て相談の会場増設 親同士の交流や子育ての不安を解消できるよう、子育ての「先輩」として、地域の身近な相談役である子育て支援者による子育て相談の会場を増設します。	108か所	126か所	145か所	H17年度は18か所増設し、126か所とします。	計画どおり、126か所整備しました。	B	・相談会場となる身近な市民利用施設を確保することが困難となってきました。 ・支援者となる人材が不足している区もみられます。	こども青少年局	地域子育て支援課
3 保育所・幼稚園の子育て相談の充実 地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、子育ての不安を解消できるよう、相談を充実します。	【保育所 育児支援センター 園】 18か所	24か所	36か所	各区1か所に設置する市立の育児支援センター園を中心に、全ての市立保育所において育児相談を実施します。 また、市内9区において、民間保育所の育児支援センターを1か所ずつ新たに指定し、育児相談を実施します。	計画どおり、すべての市立保育所において育児相談を実施しております。また、民間保育所の育児支援センターを6区に設置しました。	C	【保育所】 9区9園での実施を目標に公募したが、16年度まで大きく制度が変更になったこともあり、6園からの応募となりました。実施園を拡充していくために、親子が交流できる場としての保育所の役割や、子育て相談の機能の位置づけを再度検討し、17年度事業の成果を踏まえて、今後の展開方法を検討する必要があります。	こども青少年局	地域子育て支援課
4 保育所の施設開放及び幼稚園はまっ子広場の拡充 地域の身近な施設である保育所・幼稚園の施設の一部を開放することで、親子が交流できる場を充実します。	【保育所】 121か所 【幼稚園】 12か所	122か所	119か所 35か所	【保育所】 各区1か所に設置する市立の育児支援センター園を中心に、全ての市立保育所において施設開放を実施します。 また、市内9区において、民間保育所の育児支援センターを1か所ずつ新たに指定し、施設開放を実施します。 【私立幼稚園はまっ子広場】 17年度は公募により新規3園を選考し、計15園で実施します。 (16年度12園)	【保育所】 計画どおり、市立保育所において施設開放を、また、民間保育所の育児支援センター園6か所においても施設開放を実施しました。 【私立幼稚園はまっ子広場】 公募による新規申込が1園しかなく、これを認定して計13園で実施しました。	C	【保育所】 親子が交流できる場としての保育所の役割を再度検討し、17年度事業の成果を踏まえて、今後の展開方法を検討する必要があります。 【私立幼稚園はまっ子広場】 補助条件である通常期週5日以上、夏季休業中週3日以上開催などに対応できず実施できない園が多くみられることから、実施園を拡充していくために、幼稚園が取り組みやすい内容等について再検討する必要があります。	こども青少年局	地域子育て支援課
5 幼稚園集いの広場事業 現在、最も支援が必要とされている、0～2歳児の保護者への子育て支援を、園児が降園したあとの水曜日の午後、又は土日の幼稚園を活用して実施します。また、サークル活動の場の提供も行います。	0か所	推進	100か所	事業実施に向け検討を進めます。	検討会を開催して、事業のあり方、内容、運営方法等について検討しました。	B	人的・財政的側面から、0～2歳児の受入体制の整備が困難であること、また、新たに実施を希望する園が見当たらないことから事業の拡充が困難な状況にあります。	こども青少年局	幼児教育課
6 親と子のつどいの広場の拡充 地域の中で、子育て相談や親子の交流の場、子育て情報の提供などを行う市民活動団体が開催する広場を充実します。	9か所	12か所	24か所	つどいの広場を新たに3か所、開設します。助成金額を開設日数・開設時間に応じた算定に見直します。	計画どおり、新たな広場を3か所開設し、活動状況に応じて助成を行いました。	B	・1区1か所は開設できるよう目標水準を定めていますが、公募により実施しているため計画的に各区に配置できるかが課題です。 ・一日の利用者数の平均が、最多施設で33人、最少で6人、平均16人とばらつきがあります。広場は、運営体制にそれぞれ特徴があり、利用者数のみで効果を判断できませんが、利用促進を図る必要があります。	こども青少年局	地域子育て支援課
7 横浜子育てサポートシステムの拡充 地域の中で子どもを預け、預かりあい、市民同士の連携により子育てをサポートする子育てサポートシステムを拡充します。	【会員数】 3,242人	3,711人	拡充	会員、支部、本部事務局、行政で構成する「システムのあり方検討会」を開催し、システム改善を図るとともに、事業PRを強化し会員増を図ります。	あり方検討会を5回開催して改善案を検討。対象年齢の拡大、複数預かり、会費の廃止、会員状況の情報提供等を実施することとしました。リフレッシュ利用の促進策とコーディネート方法の見直しは引き続き検討していきます。	B	・利用、提供会員ともに安心して利用、活動できるコーディネート体制の仕組みを検討する必要があります。 ・必要の際に支援につながるよう、特に提供会員の増強を図る必要があります。	こども青少年局	地域子育て支援課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
8 地域育児教室の開催 第1子の0歳児を持つ保護者を対象とした交流及び子育てに関する学習の場である育児教室を身近な場で開催します。	各区で特性に応じて実施	各区で特性に応じて実施	各区で特性に応じて実施				区役所	
9 子育てサロンの開催会場の拡充 地域の身近な場で親子が交流できるよう、町内会や市民活動団体等が開催する親子の居場所づくりを拡充します。	各区で特性に応じて実施	各区で特性に応じて実施	各区で特性に応じて実施				区役所	
10 子育て支援関連情報の提供 ホームページよこはま子育て情報局や各区のホームページ、メーリングリスト、情報誌等により、子育て情報の提供の充実を図ります。	推進	推進	推進	情報の量、種類の拡充とともに情報媒体等について検討を行います。	子育て支援事業本部のホームページを独立させ、よこはま子育て情報局と合わせ、情報の量、種類の拡充を図りました。地域子育て拠点の整備により総合的な地域子育て情報提供を進めます。	B	子ども役所 青少年局	企画調整課
11 教育総合相談センターの子育て相談 教育総合相談センターにおいて、幼児期の子どもの教育に関する悩みを解決できるよう、相談事業を実施します。	推進	推進	推進	教育総合相談センターにおいて、教育相談、専門相談及びいじめ110番事業を、各区福祉保健センターにおいては、子ども・家庭支援相談、学校の訪問相談、学校の訪問相談などを引き続き実施します。 また、中学校146校と小学校13校・高校3校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心の相談の充実強化を図ります。	計画どおり、教育相談、専門相談、いじめ110番事業及び各区福祉保健センターにおける子ども・家庭支援相談、学校の訪問相談などを実施しました。 また、スクールカウンセラーについては、計画どおり配置するとともに、教職員や学校カウンセラー、児童相談所等との連携を図りながら相談機能を充実させました。	B	教育委員会	教育相談課
12 地域ケアプラザにおける子育て支援事業の実施 地域における福祉保健活動やサービスの拠点として、地域で子育てをしている保護者を支援するための交流事業等を各地域ケアプラザで順次行っていきます。	推進	推進	推進	地域の福祉保健活動やサービスの拠点として、子育てに関する情報提供・相談・居場所など子育て支援の取組を推進します。	計画通り、地域ケアプラザにおいて、地域の福祉保健活動やサービスの拠点として、子育てに関する情報提供・相談・居場所など子育て支援に取組みました。	B	健康福祉局	地域支援課
13 子育て支援士登録派遣事業 幼稚園や保育所の卒園児の保護者を中心に、希望者を子育て支援士として登録し、長時間保育児童の家庭預かり支援スタッフ、幼稚園集いの広場スタッフとして地域での子育て支援活動を実施します。	0人	推進	500人	事業実施に向け検討を進めます。	検討会を開催して、事業のあり方、内容、運営方法等について検討しました。また、先行事例として1か所施設調査を行いました。	B	子ども青少年局	幼児教育課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
1-②市民の自発性を活かす地域社会のネットワーク体制がある。									
1 地域福祉計画策定・推進 地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあっていくための仕組みづくりとして検討を進めている地域福祉計画を各区で策定、推進します。	推進	推進	推進	(1)策定・推進委員会、分科会意見交換会の開催 全市計画の推進、評価体制を検討するとともに、区計画策定の進捗を把握しながら区計画策定支援のあり方について検討します。(策定・推進委員会年2回開催、分科会4回、意見交換会2回) (2)地域福祉コーディネーター養成 公・民共通のカリキュラムによるネットワーク等についての研修実施の支援を推進します。 (3)地域福祉コミュニティビジネスの育成 横浜プロモーション事業本部と共同で、地域福祉分野コミュニティビジネス起業の支援講座の開催するとともに、フォローのための相談の仕組みを整備します。 (4)地域福祉推進キーパーソン(民生委員・児童委員等)のあり方検討 地域福祉推進のキーパーソンである民生委員・児童委員等の活動を活性化させるために、「あり方検討委員会」を立ち上げ、検討を進め、見直しを図って行きます。	(1) <市計画>策定・推進委員会 3回、推進評価分科会 4回、意見交換会 1回 開催<区計画>17年度末までに18区で区計画策定完了。 (2)地域福祉コーディネーター講座を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会とNPO法人市民セクター横浜と協働で開催。 <基礎編>コミュニケーションパフォーマンス講座 <応用編> ア チームアプローチのための連携ネットワーク講座 イ ソーシャル・コミュニティワークトレーニング講座 ウ 「福祉でまちづくり」～コミュニティワーク実践講座 エ 協働の力で新たな地域を拓く (3)NPO等相談アドバイス事業の実施 地域福祉の推進の重要な担い手であるNPO法人等を支援するため、中間支援組織であるNPO法人市民セクターよこはまと協働で、同事業を実施し、相談件数15件、アドバイザー派遣10件の当初の目標を達成。 (4)民生委員あり方検討 「民生委員あり方検討専門部会報告書」を18年1月にまとめ、推薦要綱を見直しました。今後、ガイドラインの作成に取り組みます。	B	(1) 市計画推進 18区計画策定完了を受けて、区を支援する市計画の検証を実施し、必要に応じ市計画の内容を修正していく必要があります。 また、全市で計画推進を図っていく効果的な方策の検討が必要です。 (2) 地域福祉コーディネーター 講座内容が、その後地域での活動につながる仕組みを工夫する必要があります。 (3) NPO等相談アドバイス事業 潜在的な相談ニーズを掘り起こす必要があります。	健康福祉局	福祉保健課
2 児童虐待防止ネットワークの充実 児童福祉法の改正を踏まえ、「横浜市子育てSOS連絡会」及び区「児童虐待防止連絡会」を「要保護児童対策地域協議会」に位置づけることで、より詳細な情報交換と密接な連携を図り、虐待の未然防止や支援が必要な家庭への対応などのネットワークの充実・強化につとめます。	推進	推進	推進	横浜市子育てSOS連絡会を年2回開催します。より広範な関係機関の委員を補充強化します。 区児童虐待防止連絡会を各区で2～4回開催します。	計画どおり、横浜市子育てSOS連絡会を年2回開催しました。また、関係機関の委員を補充しました。 また、区児童虐待防止連絡会を各区で2～4回開催しました。	B	要保護児童対策地域協議会(横浜市子育てSOS連絡会)を設置し、要保護児童の早期発見、支援体制を確立しました。今後は、啓発事業の新たな展開や各区の連絡会で生じる諸問題の総合調整機能を果たしていく場の設定等が必要です。また、各区の連絡会については、事務局機能の分担に基づく一層の強化が求められています。	子ども青少年局	中央児童相談所
3 要保護児童とその家族を支える地域ネットワークの推進 虐待等を受けた児童が、専門的支援や地域の日常的見守りや支援を受けながら、引き続き安心して家庭で生活できるように、また、児童が一定期間家族と離れて施設に入所することがあっても、再び一緒に暮らせるようにその児童の家族の適切な養育を支援していくため、児童相談所等の専門機関が情報提供や実務研修会などを開催することにより、地域の支援力向上とネットワークの推進につとめます。	推進	推進	推進	【児童虐待防止協力員研修】 地域の児童福祉関係者を研修し、地域の支援体制を推進します。	方面別に4回、主任児童委員及び新任民生委員・児童委員を対象に延べ1,400人の研修会を開催しました。	B	17年度は、新任の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に研修会を開催し、対象のほぼ全員の参加を得ることが出来ました。今後は、児童虐待の早期発見、予防の観点から、直接子どもと関わる機関(保育所、幼稚園、小学校等)の職員を対象とした児童虐待防止研修により、要保護児童等に対する理解と支援の輪を広げていく必要があります。	子ども青少年局	中央児童相談所
4 児童福祉施設等と地域支援 児童の入所施設では、今後はショートステイやトワイライトステイなど在宅での養育を支援するため、その専門性を地域のネットワークのなかで還元していきます。また、地域の中で家庭的養育を担っているファミリーグループホームや里親も拡充を図り、地域の中でネットワークの一員として支え合います。	【ショートステイ、トワイライトステイ】 各1か所	【ショートステイ、トワイライトステイ】 各1か所	各3か所	ショートステイ事業等を委託実施することにより、地域における児童及び家庭の福祉の向上を図ります。 (平成17年度より1施設増やし2施設において事業を実施します。)	【ショートステイ・トワイライトステイ】 ショートステイ事業等については前年度に引続き1施設での実施となりました。 【里親・ファミリーグループホーム】 平成18年3月1日現在で91名を委託しています。	C	被虐待児等の急増により、児童に対する支援が専門的かつ多様化している中、各施設への入所率も高い水準で推移しています。このような状況の中、各施設は入所児童の生活を安定させることを優先に取り組みざるを得ない状況となっています。今後は、地域の相談所機能となる児童家庭支援センター等の整備とあわせショートステイ事業等を拡充していくことが必要です。 また、里親等の拡充をめざし、地域資源の発掘は引き続き行う必要があります。	子ども青少年局	子ども家庭課
5 児童相談所及び福祉保健センターの人材育成及び連携強化 児童虐待や支援困難事例に対応できるように児童相談所及び福祉保健センターの専門性を高める人材育成を進めるとともに、両者による連携を一層強化します。	推進	推進	推進	児童虐待への対応が迅速かつ適切に行えるように、専門性を高めるために必要な課題毎に研修を実施します。 また、福祉保健センター職員へ参加を呼びかけるとともに、連携強化を図ります。	専門性を高めるための研修を開催しました。 また、福祉保健センター職員に加え民間児童福祉施設職員に対する研修を実施し連携強化を図りました。	B	専門性を高め、区と児童相談所の連携を強化するためには、実践活動を通しての相互理解が不可欠です。現状では、個々の事例検討にとどまっておき、組織的な対応が不十分な点があります。また、身近な相談機関としての専門性を高めていくため、区職員の人材育成強化も引き続き必要です。	子ども青少年局	中央児童相談所

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
6 児童相談所の機能強化と増設 児童虐待への対応をより的確に行うため、児童相談所はその専門性を高めるとともに、市内で4か所目の児童相談所（一時保護所付設）を増設し、区福祉保健センター等との連携を強化しつつ、より一層の早期発見・早期対応ときめ細かい支援を行います。また、現在一時保護所を付設していない児童相談所についても付設を検討します。	3か所	3か所	4か所	第四児童相談所（仮称）の建設工事を18年3月に着工します。	「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、計画を実行できなかった [第四児童相談所（仮称）] 実施設計を終え、平成18年3月に建設工事を着工しました。	「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向 B 13か月工期と時間的制約があり、効率的執行が課題。毎週実施の定例会で、進捗よく状況を確認し効率執行に努めます。	こども青少年局	こども家庭課
7 児童養護施設等の整備拡充 児童養護施設等への入所が必要とされる児童が増えていることや、個別処遇や心理治療のきめ細やかなケアなど、求められる機能が多様化していることから、入所ニーズに、質、量ともに対応していくため、児童養護施設等の機能拡充を進めます。併せて、老朽化した施設等の順次改築を進め、機能強化に努めます。	7か所	7か所	8か所	横浜市向陽学園（現児童自立支援施設）の資源を、今日求められている機能を備えた施設として有効活用し、柔軟な運営のできる施設として転換整備を図っていきます。	横浜市向陽学園（現児童自立支援施設）の資源を、今日求められている機能を備えた施設として有効活用し、柔軟な運営のできる施設とするため、児童自立支援施設の民営化を目指し、構造改革特区の提案を行いました。	二度にわたり構造改革特区の提案を行いました。これを受けて平成18年度に厚生労働省と民設民営、公設民営にかかる協議を行い、条件等の調整を行うこととなりました。	こども青少年局	こども家庭課
8 地域福祉人材の育成 民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア、施設職員、行政職員などの公民あわせた人材育成を目指し、行政・福祉系大学、専門研究機関、NPO等で実施している人材育成のプログラムやシステムを有機的に結びつけ、豊かな人間性と専門性を備えた地域福祉人材の育成を目指す「よこはま福祉・保健カレッジ事業」を実施します。	実施	実施	拡充	(1)よこはま福祉・保健カレッジ関係機関等と連携した講座の実施します。 (2)研修ニーズの把握・分析 (3)よこはま福祉・保健カレッジのカリキュラムの検討を行います。 (4)研修情報をHPで提供します。 (5)よこはま福祉・保健カレッジ連絡会議を開催します。	(1)よこはま福祉・保健カレッジ講座を193回実施しました。 (2)民生委員、ボランティア、NPOに対する研修ニーズ把握を実施しました。 (3)カリキュラムについては、充実の検討に向け調整を継続しています。 (4)研修情報をHPで提供しました。 (5)連絡会を3回開催しました。	よこはま福祉・保健カレッジについて、カリキュラムの調整を進め、講座の体系化を図る必要があります。	健康福祉局	福祉保健課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
1-③発達段階に応じた専門的ケアを含めた支援体制がある。									
1 家庭への支援体制の充実 子育てで不安や支援を必要とする家庭に看護職のみならず、ケースワーカー、保育士等の多職種による家庭訪問を実施するとともに、地域の子育て支援人材との連携体制を充実します。	検討	実施	充実	17年度は、出産後、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭を保健師・助産師等の専門家などによる「育児支援家庭訪問事業」を10月から開始する予定です。医療職だけでなく、育児支援ヘルパーの派遣も予定しています。	17年10月1日から育児支援家庭訪問事業を開始し、各区に保健師・助産師等の資格を持つ育児支援家庭訪問員を配置し、支援が必要な家庭に対して訪問を実施し、必要な場合には育児支援ヘルパーの派遣も行っています。また、育児支援家庭訪問員に対する研修も実施しました。	B	育児支援家庭訪問員は子育てに不安や孤立感を抱える家庭を訪問して支援していくため、専門的な知識と支援の能力を持つことが必要です。長期・安定的な雇用により、資質の維持・向上を図る必要があります。	子ども青少年局	子ども家庭課
2 妊娠期から新生児期の支援の充実 妊娠期から出産後間もない頃に、継続的な支援ができるようなシステムを充実していきます。	検討	実施	充実	17年度は、「育児支援家庭訪問事業」を10月から開始する予定であり、新生児期の支援の充実を図ります。	17年10月1日から育児支援家庭訪問事業を開始し、各区に保健師・助産師等の資格を持つ育児支援家庭訪問員を配置し、支援が必要な家庭に対して訪問を実施し、必要な場合には育児支援ヘルパーの派遣も行っています。また、育児支援家庭訪問員に対する研修も実施しました。	B	育児支援家庭訪問員は子育てに不安や孤立感を抱える家庭を訪問して支援していくため、専門的な知識と支援の能力を持つことが必要です。長期・安定的な雇用により、資質の維持・向上を図る必要があります。	子ども青少年局	子ども家庭課
3 母子健康手帳交付時の面接の充実 妊娠期から支援が必要な家庭を把握し支援できるよう、母子健康手帳の交付時における妊婦や家族への面接を充実します。	検討	検討	充実	妊娠中から継続した母子の健康管理のために母子健康手帳を交付し、妊産婦に対して健康相談を実施していますが、その充実について検討を進めます。	平成16年度末に実施した母子保健事業アンケート調査の集計について母子保健事業改善検討会を開催し、報告しました。	B	面接が必要な妊婦に対する的確な把握方法を検討する必要があります。	子ども青少年局	子ども家庭課
4 乳幼児健康診査を活用した子育て支援 乳幼児健康診査の場を利用して、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ等、地域の子育て支援を担っている人材の協力を得ながら、子育て支援策の一つとして充実します。	検討	検討	推進	16年度末に行った母子保健アンケートの調査結果等を踏まえて、乳幼児とその養育者のニーズに合わせた乳幼児健康診査を活用した子育て支援の方法を、乳幼児健康診査の充実に合わせて検討を進めます。	左記のアンケート結果を踏まえて、母子保健事業改善検討会を開催し、各区の乳幼児健診の流れや工夫を検証して、全区の状況をまとめました。工夫が顕著だった区の事例を全区に紹介し、絵本の読み聞かせなど、各区で実施できる改善策を検討しました。	B	健診会場において絵本の読み聞かせ等の子育て支援策を充実させていくために、健診会場のレイアウト・人材の確保などについて、工夫が必要です。	子ども青少年局	子ども家庭課
5 難病等の疾病をもつ子どもへの支援 難病や慢性疾患等の疾病をもつ子どもを養育する保護者が、日常生活の不安や悩みを軽減できる支援のあり方を検討します。	検討	検討	推進	福祉保健センターで難病患者及びその家族に対して、療養生活の助言、福祉サービスの利用、疾病に関する情報提供などの相談を面談・電話・訪問等により行う事業、及び、医療・福祉及び生活に関する相談の機会を設けるため、講演会・相談会・交流会の事業を引き続き実施します。 小児慢性特定疾患については、各疾患ごとに疾患の状態の基準が設けられ、基準を満たさない場合は対象から外れます。また、保護者の所得に応じて一部負担金が生じます。それぞれ平成17年12月まで経過措置を設けます。	半分以上の区において、小児ぜんそく等に関する知識の普及のために専門医等による講演会及びグループワーク等を実施しました。 計画通り、各福祉保健センターで相談及び講演会等を実施し、患者及び家族の療養生活に資するよう支援しました。 小児慢性特定疾患に該当する児童に対して医療を給付しました。	B	講演会等については、患者、家族が希望する情報の把握が必要。年1回アンケート実施しています。	子ども青少年局 健康福祉局	子ども家庭課／保健政策課／医療援助
6 関連機関相互の連携強化 子どもの成長の速度は個人で違うため、一人ひとりの成長段階に合わせて、健康や人間関係を形成するための支援など、必要な支援をきめ細かく行うことが重要です。そのため、福祉保健センター、児童相談所、保育園・幼稚園等の関係機関での情報の共有に努め、支援体制を強化するとともに、地域の子育て支援団体との連携も推進します。また、連携する機関や団体が、家庭や個人に関する情報について、情報の保護も含めた取り扱いのルールを確立します。	検討	実施	推進	子どもの成長、発達段階に応じた支援を行うために、福祉保健センター等の専門機関でどのような連携を図ることが必要か、検討を進めます。 また、地域子育て支援拠点の整備とともに、区ごとに地域の子育て支援団体、専門機関等とのネットワーク化を進めていきます。	平成18年4月、子育て支援事業本部、市民局、福祉局、衛生局、教育委員会の子ども・青少年の関連部門を再編し、子ども・青少年への支援を一元化した「子ども青少年局」が新たにスタートしました。 また、子育て支援拠点を、港北区に1か所整備し、地域のネットワーク化に取り組んでいます。	B	教育委員会や区役所と連携しながら、子ども・青少年施策を進める必要があります。	子ども青少年局	企画調整課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度 実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
7 不登校の対策の推進 カウンセラーの増員により学校の相談機能を高めるとともに、ハートフルスペース（適応指導教室）及びハートフルルーム（相談指導学級）の活動により不登校児童生徒の教育支援の充実を図るなど、不登校の予防対策・対応策を強化していきます。	推進	充実	充実	カウンセラー10名の増員により学校の相談機能を高めるとともに、ハートフルフレンド家庭訪問事業と横浜教育支援センター（ハートフルスペース（適応指導教室）及びハートフルルーム（相談指導学級））の、より一体的運営により不登校児童生徒の教育支援の充実を図ります。	「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	横浜教育支援センターにおける不登校児童生徒の再登校へ向けた支援等を充実させると同時に、不登校にならないための予防策にも重点を置き、推進していくことが課題となっています。	教育委員会	教育相談課
8 保健室登校子ども支援事業 心身の不調を抱えて学校の保健室を抛りどころとする「保健室登校」児童生徒について、養護教諭経験者等の協力を得ながら、個々のケースに応じた、きめ細かい対応により、これら児童生徒の教室への復帰を目指します。	24校	21校	推進	保健室における養護教諭の円滑な相談活動を確保するため、「保健室登校」児童生徒を抱え、かつ派遣の必要性を認める学校に対して、養護教諭有資格者を年間を通じて計画的に派遣します。	養護教諭有資格者を小中学校、計21校に派遣し、きめ細かな対応を図りました。 （派遣回数1,033回／1回半日で1校あたり年間50回まで）	派遣校以外にも本事業の支援を希望する学校が多いため、派遣回数や募集時期等を見直すことにより、事業ニーズに効果的かつ柔軟に対応していきます。	教育委員会	健康教育課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価	所管局	所管課		
	H16年度	H17年度実績	H21年度						
1-④多様な保育サービスが充実している。									
<p>1-(1) 保育所の整備や既設保育所の入所円滑化の推進</p> <p>多様な整備手法により、保育所整備を推進するとともに、増築、改修などによる整備をすすめて、定員増を図ります。保育所の整備・設置認可にあたっては、待機児童の状況や今後の保育ニーズ、利便性などを踏まえて判断します。また、既存保育所の入所円滑化（定員外入所）に取り組み、限られた予算を効果的に活用します。</p>	26,700人	32,994人 (定員増3,106人)	35,000人	民間法人への市有地無償貸付及び建設費の補助を行うとともに、貸借料補助制度や既存施設の活用を図るなど、様々な手法を用い、44か所、2,765人の保育所の整備を推進します。	計画を上回る、41か所、3,106人の保育所の定員増を図りました。待機児童数は昨年度比290人減少し、353人となりました。	A	市有地貸与による整備が難しい中、様々な整備手法を検討し、整備を進めていく必要があります。	子ども青少年局	保育計画課
<p>1-(2) 横浜保育室の推進</p> <p>低年齢児の保育ニーズに対応するため、引き続き運営費助成を行います。新規認定については、地域毎のニーズを十分見極めながら進めます。</p> <p style="text-align: center;">総合評価</p>	推進	134施設 4,141人	推進	低年齢児の保育ニーズに対応するため、引き続き運営費及び開設準備費を補助します。また、新規認定については、地域ごとのニーズを十分見極めながら進めます。 施設数 137施設 定員数 4,266人	5施設（定員129人）を新規認定しました。	B	・低年齢児の保育ニーズは高まっていますが、待機児童の解消に向け認可保育所の整備を進める中で、定員割れによる経営難などで閉所する横浜保育室も出ています。新規認定についてはニーズを見極めながら進める必要があります。 ・待機児童の解消にも十分効果をあげています。横浜保育室の助成内容については、17年4月の認可保育所保育料改定時に、横浜保育室保育料の上限を据え置いたことの効果等をみながら、今後検討する必要があります。	子ども青少年局	保育計画課
<p>1-(3) 幼稚園預かり保育の推進</p> <p>幼稚園預かり保育利用者の約7割が保育所利用要件に該当すると考えられることから、待機児童対策として引き続き推進します。</p>	1,262人	1,497人	1,560人	幼稚園が実施する長時間保育に対して、運営費及び開設準備費を補助します。 (60園実施・前年51園) また、障害児保育及び延長保育（午後7時30分まで・対象1園）に対する補助を新設します。	実施園については56園となりましたが、実績人数は計画どおり、1,497人となりました。 また、障害児保育及び延長保育（午後7時30分まで・対象1園）に対する補助を新設しました。	B	現在、新たに実施を希望する園がないこと、また、県の同様の制度より受入条件が厳しいことから、実施園の拡充が困難な状況です。	子ども青少年局	幼児教育課
<p>2-(1) 保育時間の延長</p> <p>就労形態の多様化などに柔軟に対応していくために、ニーズに応じた保育時間の延長実施園の拡充を図ります。</p>	196か所	247か所	325か所	保育時間の延長実施園を拡充します。 245か所 (市立61か所、民間184か所)	計画を若干上回って、保育時間の延長実施園を拡充しました。 330か所 (市立118か所、民間212か所)	A	今後も計画どおり推進します。	子ども青少年局	保育運営課
<p>2-(2) 休日・年末年始保育の実施</p> <p>需要の規模や必要度が地域的に散在する傾向があると思われるため、広域的な利用が可能となるよう、ターミナル駅等利便性の高い場所を念頭に実施施設を拡充します。</p> <p style="text-align: center;">総合評価</p>	1か所	休日・年末年始保育3か所 年末保育2か所	10か所	日曜・祝日等の保育ニーズに対応するため、休日年末年始保育を実施します。 5か所 年末・年始 民間2か所 公設民営1か所 年末保育 市立2か所	市立 目標どおり、市立保育所2園で年末保育を実施しました。 民間 目標どおり、民間保育所3園で休日・年末年始保育を実施しました。	B	一日の利用者数の平均が、サービス開始時期もありますが、多い施設で10名程度、開始したばかりの施設では2名程度と、ばらつきがあります。市内に年末年始保育3か所と施設数が少ないため、今後も施設の設置を進めるとともに、利用促進を図るため、市民への周知などが今後の課題となります。	子ども青少年局	保育運営課
<p>2-(3) 一時保育の拡充</p> <p>核家族化の進展や育児ストレスの増大などから、一時保育のニーズは大きくなっており、実施施設の拡充を図ります。</p> <p style="text-align: center;">総合評価</p>	82か所	120か所	227か所	保護者のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育します。 137か所 (市立19か所、民間118か所)	120か所で実施しました。市立保育所は計画どおり19か所（公設民営2か所を含む）で実施となりましたが、民間保育所は101か所となり、目標としていた118か所には到達できませんでした。新規開所施設において、入所児童の保育に影響が出ないよう一時保育の実施を見合わせたことが原因と考えられます。	C	・一日の利用者数の平均が10人近い施設や、年間を通して数十人の利用しかない施設があり、施設の立地条件や規模にもよりますが利用者数にばらつきがあります。身近な場所で利用できるよう施設の拡充を図るとともに、市民への周知を強化し利用促進を図る必要があります。 ・民間保育所では、待機児童が解消されていない中、一時保育事業の拡充は難しい面もあります。また、新規開設園が多く一時保育事業を実施する余裕がない面もあると思われます。	子ども青少年局	保育運営課
<p>2-(4) 24時間型緊急一時保育</p> <p>今後のニーズを見極めながら推進していきます。</p> <p style="text-align: center;">総合評価</p>	2か所	2か所	推進	2か所 (神奈川区・港南区)	計画どおり、2か所の認可保育所において実施しています。	B	・神奈川区については、1日5名程度の高い利用率となっていますが、港南区については、1日3名程度の利用率となっています。緊急時に利用するものであり、交通便利性などの立地が利用者数に影響していると考えられます。 ・市民への周知を強化し、利用促進を図る必要があります。	子ども青少年局	保育運営課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
2-(5) 病児・病後児保育 保護者のニーズが高いので、病児・病後児保育施設の設置推進に努めるとともに、子どもの健康がすぐれない場合の一般の保育所における対応についても、改善に努めます。 総合評価	7か所	9か所	17か所	病児3か所 (継続1か所・新規2か所) 病後児6か所 (継続6か所) 計9か所	病児 計画どおり3か所で実施。 (継続1か所・新規2か所) 病後児 前年度に引き続き、6か所で実施しました。	B ・一日の利用者数の平均が、病後児保育では、多い施設で2名程度(定員1か所4名)、少ない施設では1名以下、病児保育では、サービスの開始時期もありますが、多い施設で2.5名程度、開始したばかりの施設では0.5名程度と、ばらつきがあります。利用促進のため市民への周知を図るとともに、今後の整備に当たっては、交通利便性などに考慮し、地域のバランスを確保しながら推進する必要があります。 ・当日キャンセルが多く、結果として平均利用者数が2名程度となっていることから、受入定員の弾力的な運用などが事業者より求められています。	こども青少年局	保育運営課
2-(6) 障害児保育 障害児の受け入れがどの保育所でも行われるよう促進策の検討を進めます。	201か所	243か所	推進	市立保育所全園で障害児保育を実施するとともに、民間保育所については障害児保育費を支給し、受け入れを促進します。また、地域療育センター等を利用している児童のうち、障害認定を受けていない児童の受け入れに対し助成します。 市立123か所 民間78か所(16年4月1日 障害児受入施設数)	市立保育所全園で障害児保育を実施するとともに、民間保育所については障害児保育費を支給し、受け入れを促進しました。また、地域療育センター等を利用している児童のうち、障害認定を受けていない児童の受け入れに対し助成しました。市立118か所 民間125か所(18年3月31日現在)	B 障害の重い児童への対応の向上、及び、民間園の実施率の向上を図る必要があります。	こども青少年局	保育運営課
2-(7) 外国人児童保育 保育を行う上で特に配慮が必要とされる外国人児童が多数入所している保育所に対し、引き続き保育士の加配などの対応を行います。	5か所	8か所	推進	外国人児童が全児童数の20%以上の場合、担当保育士として臨時保育士を加配する。また、翻訳の派遣費用の一部を支出します。 8か所 (市立1か所 民間7か所)	計画どおり、外国人児童が全児童数の20%以上の場合、担当保育士として臨時保育士を加配しました。また、翻訳の派遣費用の一部を支出しました。 8か所 (市立1か所 民間7か所)	B 今後も計画どおり推進します。	こども青少年局	保育運営課
2-(8) 産休明け保育 「産休明け保育マニュアル」の整備や研修の充実等により、産休明け保育を推進します。	110か所	141か所	推進	「産休明け保育マニュアル」を整備し、研修を実施します。 139か所 (市立13か所 民間126か所)	横浜市産休明け保育検討会を開催し、市立園・民間園共通の「産休明け保育の手引き」を整備しました。	C 今後も計画どおり推進します。	こども青少年局	保育運営課
3-(1) 研修の充実 保育の質の向上のためには、市立・民間保育所、横浜保育室等における人材育成が重要であり、福祉を担う者としての意識の向上やスキルアップなど、資質の向上が求められます。また、保護者や地域に対する子育て支援も保育士の業務と位置づけられたことにより、保育所に求められるさまざまなニーズに応えられる保育士の育成に向けて、研修のより一層の充実を図ります。	推進	36講座実施	推進	研修を体系的に整理し、階層別研修及び階層を意識した研修の実施。また、研修に参加しやすくするため、夜間及び土曜日実施の研修を増設します。	研修を体系的に整理し、保育リーダー研修や障害児保育講座Ⅱなど階層別研修及び階層を意識した研修を実施しました。また、研修に参加しやすくするため、夜間4回・土曜日3回実施しました。	B 保育所箇所数の増加に伴い、研修のニーズが質・量ともに大きくなっているが、実施が追いつかない状況です。	こども青少年局	保育運営課
3-(2) 苦情解決や第三者評価事業 引き続き苦情や要望に早期解決が図れるように制度の充実に努めます。また、より一層の保育の質の向上につながる課題を提示すること、及び利用者による保育所等の選択に資することを目的とした第三者評価事業を推進します。	推進	30園	推進	保育園の受審を推進していきます。 (市立保育所10園、民間保育所20園)	計画どおり、市立保育所10園、民間保育所20園が第三者評価を受審しました。	B 17年度は半額助成があったため、受審保育所数が目標値に達したが、今後、助成が廃止されると、受審がのびないことが予想されます。受審への動機付けが課題です。	こども青少年局	保育運営課

**平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)**

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向				
3-(3) 食育の推進 乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を目指し、食を通じた人間性の形成や、心身の健全育成を図るため、保育の一環として取り組みます。	161か所 (食育計画策定保育所数)	269か所 (食育計画策定保育所数)	推進	(1)モデル園における食育の実践 入所児童を対象にした食教育の実施(クッキング保育、栽培等)、保護者を対象にした食教育の実施(リーフレット配布、調理実習等) (2)市立・民間保育所、横浜保育室における食育の推進 基礎調査をもとにした啓発活動(リーフレット配布、研修会実施)、食育実施状況報告	「A」:計画を上回って実行 「B」:計画どおり 「C」:目標に達しなかった、計画を実行できなかった	(1)計画通りモデル園における食育の実践を行いました。実施状況報告をまとめ、3月に報告会を行いました。 (2)計画通り食育研修会の開催や食育リーフレットの配布をし、市内保育施設(市立・民間保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員)及び保護者に向け、啓発を行いました。	「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向	こども青少年局	保育運営課
4 市立保育所の民間移管 延長保育など多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、市立保育所の民間移管を進めます。また、市立保育所については、地域の子育て支援や一時保育などの保育サービスを充実させていきます。	4か所	4か所	4か所	移管した園でのアフターフォローを行うとともに、平成18年4月の移管に向け、市立保育所4園の民間移管事務を進めます。	平成17年度移管4園については、移管後、安定した保育が実施されています。 平成18年度移管予定4園については、円滑な移管に向け、保護者、法人、市からなる三者協議会を実施し、目標水準を達成できました。	今後も保護者説明や三者協議会を通じて保護者の理解と協力を得ながら円滑な事業実施を目指します。	こども青少年局	保育運営課	

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
第2の基本目標 「家庭・学校・地域に見守られ子どもが豊かな社会的関係を育む成長空間を創る」									
2-⑤家庭教育を支援する仕組みができています。									
1 公共施設等を活用した親子の居場所の拡充 子育て中の親子が気軽に集い、同じ悩みを持つ仲間と 図らんや交流を通して、子育ての精神的負担の解消を図 る「親子の居場所づくり」を、公共施設などを活用して 拡充することを検討します。	拡充	拡充	拡充	さまざまな地域活動の拠点として、地区セ ンター及びコミュニティハウスの整備を進め ます。 17年度 しゅん工数 地区センター 1館 (累計80館) コミュニティハウス 2か所 (学校施設活用型) 1か所 (累計102館)	計画どおり、地区センター1館、コミュニティハウス3館 (うち1館は学校施設活用型)を整備しました。	B	地区センター整備事業は残り1館で終了のため、今後は既存 地区センターの更なる利便性の向上を図る必要があります。 コミュニティハウスの今後の整備にあたっては、施設の有効 性の観点から、更なる適切な配置計画を検討していかなければ なりません。	市民 活力 推進局	地域 施設 課
2 放課後児童育成施設等の場を活用した サロンなどの交流の場の拡充 放課後キッズクラブやほまっ子ふれあいスクールが始 まるまでの午前中の中、その施設を有効活用し、地域の 子育て支援を行います。	検討	実施	推進	放課後キッズクラブの場を活用した、子育 てカサポートキャラバンによる講座開設、子育 て相談、子育てミーティング、新1年生保 護者向けキッズ見学会及び相談事業等を行 います。	子育てカサポートキャラバンによる講座開設 (H16開設全キ ツ)、子育て相談 (大口台小キツ)、子育てミーティング (全キツ)、新1年生保護者向けキッズ見学会及び相談事業 等 (全キツ)を行いました。	B	・参加者を増やすための周知方法など工夫が必要です。 ・不特定多数を対象としている安全管理面での学校との調整 が必要です。	こども 青少年 局	放課 後児 童育 成課
3 家庭教育学級開設事業の推進 児童生徒の保護者や地域住民に対し、子どもの発達段 階に応じた家庭教育の意義と役割を学習する機会を提供 します。 総合 評価	全校 (523 校)	全校 (522 校)	全校 (517 校)	全市立学校で実施することにより、家庭教 育の重要性を広く、普及・啓発し、家庭教育 力の充実を図ります。 また、家庭教育学級の質・内容が向上する よう、説明会、PTA研修等で情報提供を行 います。	■522校で家庭教育学級を実施 (小:354校、中:146校、高:11校) ■家庭教育学級の開設にあたり、全PTAを対象にした研修会 を開催するとともに、家庭教育学級サポーター養成講座の実 施など、効果的な家庭教育学級の開催に向けた支援を行い、保 護者の意識の向上、家庭教育の普及・啓発が図れました。	B	家庭教育学級は、PTAが中心となった運営会が、学校と協 力しながら企画・運営しており、全校での実施には、PTAや 学校に負担感が感じられます。今後事業手法について検討が必 要です。今後は、おやじの会とも連携し、新たな担い手、実施 方法について検討していきます。	教育 委員 会	生徒 学習 課
4 総合施設の検討・推進 就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合 施設について、国の動向をみながら、今後の展開を検討 していきます。	検討	1か所 で モデル 実施	推進	国の総合施設モデル事業の対象施設とし て、1園で実施します。 (ゆうゆうのもり保育園(都筑区))	「ゆうゆうのもり保育園」で総合施設モデル事業を実施し、 調査研究を行いました。	A	認定こども園の認定権者が神奈川県であり、県が条例で認定 基準を定めるため、本市の認定こども園の考え方や県の認定基 準にできるだけ相違が生じないように、県と協議していく必要が あります。	こども 青少年 局	保 育 計 画 課
5 幼・保・小の連携充実 幼稚園や保育所に通う子どもと保護者が、小学校以降 の教育へ円滑に移行できるよう、教員等の交流及び児童 相互の交流を図るとともに、関係機関のネットワークを 強化します。	行18 地区 18区 で 実行 委員 会	行18 地区 18区 で 実行 委員 会	行18 地区 18区 で 実行 委員 会	市内2地区をモデル地区として指定し、重 点的に幼・保・小の教育連携事業を実施し、 ひろく保護者や地域住民にも保育・教育を公 開します。 また、18区に地区実行委員会を設置し、地 域の幼稚園、保育園、小学校が一体となって 地域の特性を生かしながら、幼・保・小教育 連携にかかわる講演会の開催や教員・保育士 の交流・研修事業を実施します。	・研究事業 幼・保・小教育連携開発モデル校・モデル園事業を市内2地 区で実施 ・研修事業 幼・保・小教育連携研修会(2日、延1,510人)、新規採用教員 研修会(3日、延512人)を実施 ・交流事業 幼・保・小教育交流事業を18地区で実施 その他、計画どおり研究・研修・交流事業を実施しました。	B	区の状況により活発(連携が取れている)な区とそうでない 区があります。 教育委員会との情報の共有や効果的な事業連携を推進するこ とが必要です。	教育 委員 会	幼 児 教 育 課
6 母子家庭等への子育て支援の充実 児童の相談相手となるホームフレンド派遣や電話など による相談事業、ショートステイ・トワイライトステイ などの一時的預かり、また家庭支援員を派遣する日常生活 支援事業など、横浜市母子家庭等自立支援計画に基づ き支援の充実を図ります。また、母子生活支援施設(緊 急一時保護併設)の改築を促進していきます。	【ショ ート ステイ 、ト ワイ ライト ステイ】 各1か 所	【ショ ート ステイ 、ト ワイ ライト ステイ】 各1か 所	各3か 所	ショートステイ事業等を委託実施すること により、地域における児童及び家庭の福祉の 向上を図ります。 (平成17年度より1施設増やし2施設にお いて事業を実施します。) また、2施設(睦母子生活支援施設(仮 称)、アーサマ總持寺)の再整備事業につ いて、整備費の補助を実施します。	【ショートステイ】 前年度に引き続き1施設での実施となりました。 【母子生活支援施設】 睦母子生活支援施設(仮称)とアーサマ總持寺の再整備事業 について整備費の補助を実施しました。 【自立支援】 父子家庭の利用にも成果をあげました。 ・ホームフレンド派遣 実績38家庭(父子2家庭) ・日常生活支援事業 実績172家庭(父子17家庭)	C	【ショートステイ】 被虐待児の急増により、児童に対する支援が専門的かつ多様 化している中、入所率も高い水準となっています。このよう な中、各施設は入所児童の生活を安定させることを優先させる を得ない状況です。 【自立支援】 ひとり親家庭へ派遣するボランティア(ホームフレンド)の 応募状況がより活発になるよう、さらに大学への働きかけ等 を行う必要があります。	こども 青少年 局	こ ども 家 庭 課
7 私立幼稚園就園奨励事業の充実 幼稚園児の保護者への就園奨励事業の充実を図り ます。	66,049 人	65,986 人	充実 す。	保護者からの申請内容に基づき、適正に審 査を行い、補助金額を決定のうえ交付しま す。	6月、11月、翌年2月の3回申請を受け付け、審査・決定後、 約66,000人に補助金を交付しました。	B	入園料・保育料の増額に伴う補助金の拡充が課題となってい ます。	こども 青少年 局	幼 児 教 育 課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A:計画を上回って実行 B:計画どおり C:目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
2-⑥子どもの成長に役立つ様々な体験機会が充実している。								
1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ 放課後キッズクラブでは、学校と十分な連携のもとに、学校教育との役割分担を図りながら、成長発達段階に応じたプログラムを提供し、学校教育では得られないような体験を重ねられるようにします。また、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブでは、豊富な体験が得られるプログラムの工夫を推進します。 総合評価	実施	実施	充実	学校や地域との連携をすすめ、放課後児童育成施策の内容の充実を図ります。 ・放課後キッズクラブ 18か所 ・はまっ子ふれあいスクール 338か所 ・放課後児童クラブ 174か所 ※放課後キッズクラブについては、17年9月に9か所を新規に開設し、全区での実施を図ります。	学校や地域との連携をすすめ、放課後児童育成施策の内容の充実を努めました。 ・放課後キッズクラブ 18か所 ・はまっ子ふれあいスクール 338か所 ・放課後児童クラブ 170か所 ※放課後キッズクラブについては、17年9月に9か所を新規に開設し、16年度までに開設した9か所とあわせ全区での実施となりました。	B ・プレイパークなどを活用した特別体験活動の推進と放課後の居場所のネットワークづくりを進める必要があります。 ・さまざまな体験や食育などを取り入れ、低学年から高学年の児童まで楽しめるよう、プログラムを充実させていく必要があります。 ・保護者のニーズが高まり、利用児童が増えていることから、スタッフの増員など運営体制を強化するとともに、時間延長についても検討する必要があります。 ・施設・設備の充実についても、教育委員会と連携しながら検討していく必要があります。	こども青少年局	放課後児童育成課
2 プレイパークの設置の推進 管理運営主体の設立や、子どもの見守りや交流を促進するプレイリーダーを育成し、自己責任において様々な体験をしながら遊ぶ中で、社会性を育てる場としての、プレイパークの設置を推進します。 総合評価	推進	推進	推進	市内の公園等で、地域の方々が自主的に取り組む「子どもの自由な遊びの活動」を支援するため、子どもの遊びの見守りやパートナーとなる「遊びのボランティア」（プレイリーダー）を育成します。 (1) 遊びのボランティア育成研修 【定員】50人 【研修内容】 講義、プレイパークで実習 【事後研修】10月秋休み予定 (2) 活動のコーディネート (財) 横浜市青少年育成協会から研修修了者へ、遊びのボランティアを求める団体やプレイパークの活動の情報を提供するなど、研修後の活動を支援します。	7～8月にかけて、「遊びのボランティア育成研修」を実施しました。(43人参加) また、9月に「遊びのボランティア・ステップアップ研修」を実施しました。(24人参加) また、ボランティアに関する情報をメールにより提供しています。 (今年度研修修了者のうち、希望者12人)	B 研修はプレイリーダー育成に限らず、子どもの遊びをサポートするボランティアの育成をねらいとしたものであること、研修後の活動のコーディネートも、子ども・青少年に関わるボランティア情報の提供が中心だったことから、修了者からプレイリーダーへとつながりにくい状況があります。	こども環境創造局 青少年育成課	
3 体験学習の充実 子どもたちの豊かな心やたくましさや育むため、さまざまな自然・社会体験学習などの機会を充実します。	推進	推進	推進	小中学校で体験学習・自然教室を推進します。また、豊かな体験活動推進校(8校:文部科学省委託事業)において福祉体験活動等を実施します。	小学校宿泊体験学習 354校全校で実施 中学校自然教室 143校で実施 豊かな体験活動実施事業を8校で実施	B ・実施場所、実施方法等体験学習のプログラムの工夫により実施経費の節減を図っていく必要があります。 ・地域や学校事情に応じた特色ある教育活動を展開する中で、各学校の実情にあった事業計画の策定が必要です。	教育委員会	小中学校教育課
4 乳幼児ふれあい体験事業 核家族化等により、赤ちゃんにふれた経験のない子どもも多く、赤ちゃんとのふれあう機会を設け、幼いものへの愛情形成、命の大切さを感じる機会を充実します。 現在、一部の福祉保健センターが自主企画事業として学校と連携し小・中学校の児童・生徒と赤ちゃんとの交流事業を行っています。 今後は、この先行事例を参考に全区展開できるよう、学校・地域・子育て支援グループ等と協働するとともに、学校教育活動においても、乳幼児とのふれあいを進めることにより、命の尊さや家族、子育ての意義などの内容を一層充実させます。	推進	推進	推進	中学校・高等学校の家庭科単元「幼児の心と身体」の指導等で、近隣の幼稚園や保育園などで、乳幼児とのふれあい体験を行います。	中学校の技術・家庭科の単元「幼児との触れ合い」、高等学校では「子どもの発達と保育・福祉」において、幼稚園や保育園等で乳幼児との触れ合いの体験をとおして、乳幼児への理解と関心を高め、適切に関わることができるようにしています。 平成17年度「学校の教育活動等の取組に関する調査において、「幼稚園、保育所との交流」を教科として行っている中学校は32校、特別活動や総合的な学習の時間として交流している学校は83校との結果が出ました。 各区において学校と連携した思春期講座を実施しました。12区においては、赤ちゃんとのふれあい体験や妊婦疑似体験などの体験型の講座を実施しました。	B 一部の区で実施しているふれあい体験等の体験型講座をすべての区で実施しているように、必要機材・道具類の貸出など、区の思春期講座を支援していく必要があります。	こども青少年局 教育委員会	小中学校教育課 こども青少年育成課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向				
5 地域子ども教室事業の推進 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の大人たちが教育力を結集して、放課後や週末にスポーツ、文化活動などのさまざまな体験活動、地域との交流活動を実施します。	108箇所	153箇所	—	再委託先の実行委員会に対して指導者の養成を進め、活動の質的向上を目指し、恒常的なボランティア活動作りと研修活動体制の整備の方策について検討します。 また、市内全域での放課後活動を確立させるための活動の研究に取り組みます。 さらに市民への広報を進め、秋休みのイベントなどを通して理解を深めます。 各地域子ども教室運営者への直接的な指導を行い、自立できる活動への取組みを指導します。	「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、計画を実行できなかった 指導者の養成及び資質向上、実践の交流・研究を進めるため、全庁的な研修会を1回開催したほか、二実行委員会がそれぞれ10回程度の研修会を開催しました。 10月に秋休みの子どもの居場所づくりとして開催された「だがしや楽校」において、市民への広報・啓発活動を進めたほか、4箇所の拠点において市民参加型の「体験教室」を7回開催し、活動内容の理解促進と周知に努めました。	B	事業の周知と地域ボランティアの参加拡大など、さらなる事業の定着を図るための啓発活動に力を入れていく必要があります。	教育	生涯学習課
6 地域のふれあい料理教室等への支援 地域の子どもたちを対象に、「食」の大切さを体験する料理教室などの事業を支援していきます。	推進	実施回数 177回	推進	妊娠中から「食」の大切さがわかるように「妊婦料理教室」を行うとともに、子どもやその家族を対象にふれあいを重視しながら「健康づくりのために食生活が大切」とわかるように「ふれあい交流」事業を実施します。	計画どおり、「妊婦料理教室」や「ふれあい交流」事業を177回実施し、子どもやその家族が食の大切さを実感できるよう支援しました。	B	対象者の状況に合わせながら、事業を実施しました。	健康福祉局	子ども家庭課 健康政策課
7 教育改革の推進 学校教育をめぐる諸問題について、幅広い議論を行い、21世紀の横浜の教育のあり方を検討する横浜教育改革会議の審議を踏まえ、市民ニーズに応える教育改革を推進します。	推進	推進	推進	「横浜教育改革会議」を運営するとともに、「横浜教育フェスティバル（仮称）」を実施します。	「横浜教育改革会議」について、2年間にわたる審議を終了し、18年3月に最終答申の提出を受けました。 18年1月に「横浜教育フェスティバル」を開催し、市内及び全国に向けて横浜の教育についてPRしました。	B	最終答申を踏まえて、「横浜教育ビジョン」及び推進プログラムを策定し、答申の具現化を図っていく必要があります。	教育委員会	教育政策課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
2-⑦地域の大人たちが子どもたちの成長に関心を持ち、見守り、積極的に支援する仕組みができています。								
1 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブ 実施にあたっては、地域との関わりを重視し、中学生から高齢者にいたるまで、さまざまな世代の方々の交流の場となるよう活動を充実します。また、放課後児童施策に係わる人材の育成を行います。 総合評価	実施	実施	充実	学校や地域との連携をすすめる、放課後児童育成施策の内容の充実を図ります。 ・放課後キッズクラブ 18か所 ・はまっ子ふれあいスクール 338か所 ・放課後児童クラブ 174か所 ※放課後キッズクラブについては、17年9月に9か所を新規に開設し、全区での実施を図ります。	学校や地域との連携をすすめる、放課後児童育成施策の内容の充実を努めました。 ・放課後キッズクラブ 18か所 ・はまっ子ふれあいスクール 338か所 ・放課後児童クラブ 170か所 ※放課後キッズクラブについては、17年9月に9か所を新規に開設し、16年度までに開設した9か所とあわせ全区での実施となりました。	・プレイパークなどを活用した特別体験活動の推進と放課後の居場所のネットワークづくりを進める必要があります。 ・さまざまな体験や食育などを取り入れ、低学年から高学年の児童まで楽しめるよう、プログラムを充実させていく必要があります。 B ・保護者のニーズが高まり、利用児童が増えていることから、スタッフの増員など運営体制を強化するとともに、時間延長についても検討する必要があります。 ・施設・設備の充実についても、教育委員会と連携しながら検討していく必要があります。	子ども青少年局	放課後児童育成課
2 地域子ども教室事業の推進 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の大人たちが教育力を結集して、放課後や週末にスポーツ、文化活動などのさまざまな体験活動、地域との交流活動を実施します。	⑥-5再掲	⑥-5再掲	⑥-5再掲	⑥-5再掲	⑥-5再掲	B	教育委員会	生涯学習課
3 地域コーディネーターの養成 子育て支援などの地域課題について、市民が主体的に解決していくための核になるリーダーを養成し、地域の教育力を活かした家庭教育支援の充実を図ります。	推進	推進	推進	「みんなで育てるハマの子ども推進事業」の中にも地域コーディネーター養成を位置づけて実施します。	17年度については、家庭教育学級の企画運営ノウハウを学び、家庭や子育ての問題について語り合い学びあうことを通じて地域の子育て支援に関わる人材のスキルアップを図るため、横浜市社会教育コーナーで、6～7月にかけ全3回の「家庭教育学級サポーター養成講座」を開催しました。	C 17年度は、「みんなで育てるはまの子どもネットワーク協議会」において人材育成に関するアプローチの考え方や方法の検討が十分にできませんでした。今後は人材バンク構築に関わる検討の中で、具体的な推進の方向性を整理していく予定です。	教育委員会	生涯学習課
4 青少年指導員活動の推進 地域社会における青少年の健全育成活動を充実し、非行防止・社会環境浄化活動を推進します。	推進	推進	推進	(1)青少年健全育成事業 各種球技スポーツ大会、サマーキャンプ、紙ヒコーキ大会等を行います。 (2)青少年の非行防止・社会環境浄化活動事業 社会環境実態調査、地域環境パトロール、街頭キャンペーン等を行います。	(1)各区・地域において、各種球技スポーツ大会、サマーキャンプ、紙ヒコーキ大会等青少年健全育成事業を行いました。 (2)青少年の非行問題に取り組む全国強調月間である7月に全市一斉行動パトロール及び社会環境実態調査を実施しました。また、全国青少年健全育成強調月間の11月に全市一斉統一行動キャンペーンを実施しました。	B 例年、計画どおり、各区において事業を推進しており、継続して活動することの重要性を認識していますが、一方で新たな活動に取り組んでいくことも求められています。今後、横浜市青少年指導員連絡協議会及び区(地域振興課)とともに、青少年指導員活動について検討し、取り組んでいく必要があります。	子ども青少年局	青少年育成課
5 開かれた学校づくりの推進 学校の管理運営や教育計画について地域へ情報提供を行うとともに、地域から意見・要望を聴取し、地域との連携を図り、地域の参画を得ながら、開かれた学校づくりを進めます。	市立小中学校全校(499校)	市立小中学校全校(500校)	推進	(1)「まち」とともに歩む学校づくり懇話会(年数回、地域や保護者、学識者等からなる学校運営に関する懇話会を実施) 市立学校全校(「学校運営協議会」設置校及び「学校評議員」設置校を除く)に設置し、地域との連携を図っています。 (2)東山田中学校に学校運営協議会を設置し(5月10日)、学校運営協議会を10回開催しました。 (3)小学校3校、中学校6校、高等学校3校、盲ろう養護学校3校の計15校で学校評議員を委嘱しました。 (4)市立学校全校で「学校をひらく！」週間を実施しました。	(1)市立学校全校(「学校運営協議会」設置校及び「学校評議員」設置校を除く)に設置し、地域との連携を図っています。 (2)東山田中学校に学校運営協議会を設置し(5月10日)、学校運営協議会を10回開催しました。 (3)小学校3校、中学校6校、高等学校3校、盲ろう養護学校3校の計15校で学校評議員を委嘱しました。 (4)市立学校全校で「学校をひらく！」週間を実施しました。	B ・「まち」とともに歩む学校づくり懇話会、学校評議員及び学校運営協議会の三つの制度が混在するため、整理することが課題となっています。 ・今後、「学校をひらく！」週間を契機として、日常的に保護者や地域の方々の理解と支援をより深めるための開かれた学校づくりの推進が課題となっています。	教育委員会	小中学校教育課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価	所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度				
6 地域防犯拠点設置支援事業 急増する犯罪に対応して、地域の防犯力の強化を図るため、商店街の空店舗等を活用して、地域における防犯拠点を設置し、地域住民による日常的な防犯活動について積極的に支援し情報・交流の拠点を整備します。 なお、拠点の設置場所は区役所が中心となり、地域住民と調整し選定します。	5区	13区	各区で展開	平成17年度中には全ての区において整備できるよう支援します。	「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向 13区での整備にとどまっていますが、拠点の設置については、基本的に地域の実情に合わせて設置するものであり、設置状況については区によって差異があります。	C	地域安全支援課
7 学校の安全対策事業の推進 児童の安全確保を進めるために、外部からの不審者の侵入を抑制するとともに、校内に侵入された場合の対策等を実施します。	防犯カメラ、緊急時校内連絡システム(全校)	校門・校舎の施錠管理に必要な設備の、各学校の実状に応じた整備	防犯カメラ、緊急時校内連絡システム(全校)	小学校を対象として、校門もしくは校舎施錠を進めるための設備整備(遠隔操作電気錠、モニター付きインターホン等)を、各学校からの要望に基づき実施します。	小学校、盲・ろう・養護学校について、各校の実状に応じて1校1か所程度(校門等)の防犯設備の整備を行いました。 ●校門又は校舎出入口への遠隔操作電気錠 259校 ●校門又は校舎出入口へのカメラ付きインターホン 250校 ●防犯カメラ増設、フェンス設置、鍵改修その他 71校	B	学校防犯担当、 教育委員会
8 地区センターを拠点とした地域コミュニティの醸成 地区センターやコミュニティハウスを拠点として、異世代間交流を進めていくことにより、地域の子育て力を高めます。	推進	推進	推進	さまざまな地域活動の拠点として、地区センター及びコミュニティハウスの整備を進めます。 17年度 しゅん工数 地区センター 1館 (累計80館) コミュニティハウス 2か所 (学校施設活用型) 1か所 (累計102館)	計画どおり、地区センター1館、コミュニティハウス3館(うち1館は学校施設活用型)を整備しました。	B	地域施設課 市民活力推進局
9 要保護児童とその家族を支える地域ネットワークの推進 虐待等を受けた児童が、専門的支援や地域の日常的見守りや支援を受けながら、引き続き安心して家庭で生活できるように、また、児童が一定期間家族と離れて施設に入所することがあっても、再び一緒に暮らせるようにその児童の家族の適切な養育を支援していくため、児童相談所等の専門機関が情報提供や実務研修会などを開催することにより、地域の支援力向上とネットワークの推進につとめます。	1-②-3再掲	1-②-3再掲	1-②-3再掲	1-②-3再掲	1-②-3再掲	B	子ども青少年局 こども家庭課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
2-⑧学齢期の子どもたちの居場所や活動場所が地域で確保されている。									
1 放課後児童育成施策の推進 放課後キッズクラブ事業の検証結果に基づき、放課後キッズクラブの拡充を図るとともに、放課後児童育成施策全体が安全で快適な居場所につながるよう改善をすすめます。また、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもたちを含めて、すべての子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所づくりを推進します。 総合評価	放課後児童育成施策登録者数 94,524人	91,154人	98,673人	学校や地域との連携をすすめ、放課後児童育成施策の内容の充実をはかります。 ・放課後キッズクラブ 18か所 ・はまっ子ふれあいスクール 338か所 ・放課後児童クラブ 174か所 ※放課後キッズクラブについては、17年9月に9か所を新規に開設し、全区での実施を図ります。 放課後児童育成施策登録者数 91,154人	学校や地域との連携をすすめ、放課後児童育成施策の内容の充実に努めました。 ・放課後キッズクラブ 18か所 ・はまっ子ふれあいスクール 338か所 ・放課後児童クラブ 170か所 ※放課後キッズクラブについては、17年9月に9か所を新規に開設し、16年度までに開設した9か所とあわせ全区での実施となりました。	C	・プレイパークなどを活用した特別体験活動の推進と放課後の居場所のネットワークづくりを進める必要があります。 ・さまざまな体験や食育などを取り入れ、低学年から高学年の児童まで楽しめるよう、プログラムを充実させていく必要があります。 ・保護者のニーズが高まり、利用児童が増えていることから、スタッフの増員など運営体制を強化するとともに、時間延長についても検討する必要があります。 ・施設・設備の充実についても、教育委員会と連携しながら検討していく必要があります。	放課後児童育成課	子ども
2 プレイパークの設置の推進 子どもたちが、自己責任により「自由な遊び」を行うことにより、子どもの健全育成を目的としたプレイパーク(*)の設置を推進します。そのために、管理運営主体の醸成を支援し、プレイリーダー(*)の育成を行います。 総合評価	推進	推進	推進	市内の公園等で、地域の方々が自主的に取り組む「子どもの自由な遊びの活動」を支援するため、子どもの遊びの見守りやパートナーとなる「遊びのボランティア」(プレイリーダー)を育成します。 (1) 遊びのボランティア育成研修 【定員】50人 【研修内容】 講義、プレイパークで実習 【事後研修】10月秋休み予定 (2) 活動のコーディネート (財)横浜市青少年育成協会から研修修了者へ、遊びのボランティアを求める団体やプレイパークの活動の情報を提供するなど、研修後の活動を支援します。	7～8月にかけて、「遊びのボランティア育成研修」を実施しました。(43人参加) また、「遊びのボランティア・ステップアップ研修」を実施しました。(24人参加) また、ボランティアに関する情報をメールにより提供しています。 (今年度研修修了者のうち、希望者12人)	B	研修はプレイリーダー育成に限らず、子どもの遊びをサポートするボランティアの育成をねらいとしたものであること、研修後の活動のコーディネートも、子ども・青少年に関わるボランティア情報の提供が中心だったことから、修了者からプレイリーダーへとながりにくい状況があります。	青少年育成課 環境創造局	子ども青少年局
3 子どもログハウスの活用の促進 学齢期の子どもたちの放課後の居場所の一つとして、安全に楽しく遊べるよう活用を促進します。	推進	推進	推進	放課後キッズクラブ事業、はまっ子ふれあいスクール事業、放課後児童健全育成事業において、子どもログハウスの活用を促進します。	放課後キッズクラブ事業、はまっ子ふれあいスクール事業、放課後児童健全育成事業において、子どもログハウスの活用を促進しました。	B	プログラムへの取り入れの周知を図る必要がある。外部での活動なので安全対策への配慮が必要である。	放課後児童育成課	子ども青少年局
4 青少年の居場所づくりの促進 区や地域で青少年の居場所づくりをすすめるために、市民グループ等への支援を行います。	推進	推進	推進	「青少年の居場所づくり検討委員会」において、地域における青少年の居場所づくりに関する行政の支援のあり方について検討するとともに、前年度に実施した「青少年の居場所づくりモデル事業」の検証を行い、他の事例も集めて、居場所づくりの参考となる事例集を作成します。 なお、実際の居場所づくりへの支援としては、市民の行う自主的な青少年育成活動を一般公募し、審査に合致した事業に対し20万円を限度に補助金を交付する「青少年育成活動支援事業」の中で、市民グループ等の青少年のための居場所づくりの活動を支援します。	・検討委員会 今年度4回の委員会を開催し、事例集を包含した報告書を作成しました。 ・青少年育成活動支援事業の中での支援 居場所づくりに関する事業提案については、2件を支援対象事業に決定し、補助金の交付及び本市ホームページでの事業広報による支援を行いました。	B	・16・17年度に開催した検討委員会において、居場所づくりの要件について提言を行ったが、モデル事業で実施した居場所運営を検証した結果、資料の負担が大きい、スタッフの確保が困難で体制が不十分、参加者が少ないなど課題が表出しました。今後は、実効性をあげるための支援内容や、青少年指導員をはじめとする地域の大人の協力体制などについて、さらなる検証が必要です。	青少年育成課	子ども青少年局

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度 実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向				
5 「みんなで育てるハマの子ども」推進事業 放課後や休日に、子どもたちに多様な学習機会を提供する各種団体の事業や活動に対して、普及啓発やネットワーク化支援などを行います。	—	実施	推進	(1) 子どもネイチャースクール (8月15～21日) (2) 商店街子どもインターンシップ・モデル事業 (8月上旬～中旬に、3か所の商店街で実施) (3) みんなで育てるハマの子どもネットワーク協議会の設置 (4) シンボルマーク、愛称募集 (11月実施) (5) 広報紙の発行 (創刊号を12月に、第2号を3月に発行)	・子どもネイチャースクールを長野県(8月15日～21日)で、商店街子どもインターンシップモデル事業を神奈川県(8月)で実施しました。 ・「みんなで育てるハマの子ども」ネットワーク協議会を設立しました。(10月4日) ・地域の活動や事業を広く周知するための広報紙を創刊しました。(12月) ・地域の教育力向上をテーマにしたフォーラムを開催し、保護者や教育関係者、民生委員・児童委員等500名程度の参加を得ました。(1月) ・「みんなで育てるハマの子ども」推進事業のシンボルマーク・愛称を制定しました(1月)	B	・子どもネイチャースクールについて、委託先、事業内容を新しくするなど、執行方法の見直しを行う必要があります。 ・商店街子どもインターンシップ・モデル事業は、商店街・NPOの連携により実施しているが、モデル事業終了後に自主的に実施するまでに至らないなど継続性に課題があります。 ・協議会の自立化をいかに図っていくかが、最大の課題であり、また、行政と協議会との役割分担を再度確認しあうことも必要となっています。	教育委員会	生涯学習課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価 「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向	所管局	所管課	
	H16年度	H17年度実績	H21年度						
2-⑨思春期の子どもに対する支援ができています。									
1 「横浜市思春期・性教育連絡会」(仮称)の設置 行政だけでなく、医療関係者や心理学者等の幅広い人材を集め思春期の子どもへの支援や性教育のあり方等を検討する「横浜市思春期・性教育連絡会」(仮称)を設置します。	-	実施	実施	「横浜市思春期保健連絡会」を7月末に設置し、思春期保健に関する問題について、その実態、問題、課題を共有するとともに、解決のための方策について検討します。	学識経験者、医療・地域・警察・教育・行政関係者を委員とする「横浜市思春期保健連絡会」を4回開催し、思春期の子ども及び家庭・学校・地域の現状と原因、課題についての現状の共通認識と対応策の検討を行いました。	B	平成18年度の思春期保健連絡会において、各事業の具体化等についても協議・検討し、事業展開を図っていく必要があります。	子ども青少年局	青少年育成課
2 発達段階に応じた教育の推進 幼稚園、学校などでその発達に沿った教育効果が上がる方法での指導を行っていきます。	推進	推進	推進	幼稚園や保育園、学校教育の実践事例を持ち寄り事例集としてまとめ、幼・保・小から中・高の教育連携に役立てます。また、教諭や保育士が具体的な実践事例に基づいて研究を進めます。	幼児教育研究事例集を作成し、幼稚園、保育園、小学校等に配布しました。(1,900部作成) また、臨床心理士の指導のもと「子どもの心に寄り添うカウンセリング研究」を10回開催しました。(連続講座、参加者数51人)	B	事例集の積極的な活用を図り、現場で活かすこと、及び、受講希望者の受入に応えられる体制を整えることが課題となっています。	子ども青少年局	幼児教育課
3 思春期電話相談事業の拡充 思春期電話相談事業は、主に性に関する悩みに対して助産師が相談に応じていますが、その中で精神的な相談も多く、今後は、「こころの健康相談センター」など、精神的な相談を行っている機関とも連携して、より相談者のニーズに対応できる相談を行っていきます。 また、相談者は男性が多いことから、女性が相談しやすい体制の整備を図るとともに、広報にも工夫をしていきます。	検討	検討	充実	17年7月に設置した「横浜市思春期保健連絡会」の中で具体化を検討していきます。	学識経験者、医療・地域・警察・教育・行政関係者を委員とする「横浜市思春期保健連絡会」を4回開催し、思春期の子ども及び家庭・学校・地域の現状と原因、課題についての現状の共通認識と対応策の検討を行いました。	C	17年度に「横浜市思春期保健連絡会」で思春期の諸問題の検討を行い、当事業の具体的な検討については、引き続き平成18年度の連絡会で検討することとしたため。	子ども青少年局	青少年育成課 こども家庭課
4 ピアカウンセリングの実施の検討 子どもたちの力を活かした取組として、思春期の子どもが同年代の子どもの相談に対応できるよう検討していきます。	-	検討	推進	17年7月に設置した「横浜市思春期保健連絡会」の中で具体化を検討していきます。	横浜市思春期保健連絡会の中で、先駆的に実施している栃木県の事例について取り上げ、意見交換をしました。引き続き、具体化を検討していきます。	C	17年度に「横浜市思春期保健連絡会」で思春期の諸問題の検討を行い、当事業の具体的な検討については、引き続き平成18年度の連絡会で検討することとしたため。	子ども青少年局	青少年育成課
5 学校における性教育の適正な取組の推進 市立学校において、教職員対象の指針「横浜市 学校における性教育の考え方、進め方」を参考に、学習指導要領に則り、系統的な指導計画を立案し、保護者等の理解を得て、関係機関と連携しながら、適正に性教育に取り組めます。 また、個別指導が必要な事例に関しては、必要に応じて福祉保健センターや各相談機関等と連携し対応していきます。	推進	推進	推進	適正な取組を推進するため、教職員を対象に研修を実施します。 学校における性教育の取組状況を把握するための調査を行います。また、実践事例を収集し、より充実した指導内容の検討を進めます。	計画どおり、研修を実施しました(5月：校長・副校長対象 10月教諭・養護教諭対象)。また、義務教育諸学校を対象に実態調査を実施し、実践事例を収集しました。	B	平成18年度中に公表予定の学習指導要領を踏まえた指導内容としていく必要があります。	教育委員会	健康教育課
6 思春期講座の拡充 現在、一部の福祉保健センターで保護者や高校生を対象として実施している講座の全区展開を目指して、学校・PTAや地域と協働して進めるとともに、保護者同士が話し合える場を開設します。	実施	実施	推進	17年7月に設置した「横浜市思春期保健連絡会」の中で具体化を検討していきます。	学識経験者、医療・地域・警察・教育・行政関係者を委員とする「横浜市思春期保健連絡会」を4回開催し、思春期の子どもを持つ保護者等に対して、現在の子どもたちの現状とその原因、課題について周知する必要があることが確認されました。	C	17年度に「横浜市思春期保健連絡会」で思春期の諸問題の検討を行い、当事業の具体的な検討については、引き続き平成18年度の連絡会で検討することとしたため。	子ども青少年局	青少年育成課 こども家庭課
7 家庭における性教育のための教材の発行 保護者向けの講座を受けた親が、帰宅した後に子どもに渡せるように、マンガ等による啓発冊子を発行します。また、作成した冊子は、思春期の子どもたちが集まる場所に置き、いつでも読めるように配慮します。	-	検討	実施	17年7月に設置した「横浜市思春期保健連絡会」の中で具体化を検討していきます。	学識経験者、医療・地域・警察・教育・行政関係者を委員とする「横浜市思春期保健連絡会」を4回開催し、当該事業の開始に先立ち、思春期の子どもを持つ保護者に対して、現在の子どもたちの現状とその原因、課題について周知する必要があることが確認されました。	C	17年度に「横浜市思春期保健連絡会」で思春期の諸問題の検討を行い、当事業の具体的な検討については、引き続き平成18年度の連絡会で検討することとしたため。	子ども青少年局	青少年育成課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
8 ホームページによる相談、情報の提供 現在のホームページの中に、思春期・性教育に関する相談コーナーや情報コーナーを開設できるように検討します。	—	検討	実施	17年7月に設置した「横浜市思春期保健連絡会」の中で具体化を検討していきます。	「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、計画を実行できなかった	「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向	こども青少年局	青少年育成課
9 社会的ひきこもり等への相談・支援の充実 青少年相談センターは主として思春期世代の相談に応じてきており、社会的ひきこもりへも早くから対応してきていますが、第四児童相談所(仮称)の整備にあわせてその機能を移転し、区福祉保健相談センター等の相談機関や民間の関係団体との連携を一層強化し、中心的役割を果たせるよう強化を図ります。	推進	新規電話相談 950件 新規来所相談 140件 社会参加・就労支援モデル事業 延640人	推進	市内に居住する10代後半の思春期の青少年を対象に、相談を受けた問題について具体的な支援を行います。 また、社会参加・就労支援モデル事業を実施します。 新規電話相談 950件 新規来所相談 140件 社会参加・就労支援モデル事業 延640人	電話相談は1027件に達し、そのうち149件は来所相談につながり結果として目標を上回りました。 相談内容は思春期・青年期における問題全般で、個別相談・グループ活動など当事者の状況にあわせ支援を行い、個々の状況により関係機関へ繋げました。 社会参加・就労支援モデル事業の参加者は早期目標達成者がいたため522人(達成率約82%)と目標を若干下回りましたが、充実したものとなりました。	17年度に「横浜市思春期保健連絡会」で思春期の諸問題の検討を行い、当事業の具体的な検討については、引き続き平成18年度の連絡会で検討することとしたため。 社会参加・就労支援モデル事業への参加にあたっては、当事者の状況を見極め、選定していくことがより効果的な事業の活用につながります。 また、自立を必要とする生活保護世帯の青少年にも当該事業を活用することにより自立が促進されるので、生活保護部門との連携をさらに強める必要があります。	こども青少年局	青少年相談センター

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A:計画を上回って実行 B:計画どおり C:目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
第3の基本目標 「子育てに積極的な価値を見いだせる共生社会を創る」								
3-⑩働きの見直しが進み、父親の育児参加が進んでいる。								
1 子育てに関する学習機会の充実 平日だけではなく、土日に両親がともに参加できるよう両親教室、家庭教育学級等の子育てに関する学習の機会を増やします。	検討	検討	推進	16年度末に行った母子保健アンケートの調査結果を踏まえて、充実に向けた検討を進めます。	平成16年度末に実施した母子保健事業アンケート調査を受け、母子保健事業改善検討会を開催し、結果について報告するとともに、充実に向けた検討を行いました。	C	各区の開催状況を確認する必要があります。	こども家庭課 こども青少年局
2 家庭・地域における男女共同参画の推進 子育てへの男性の参画や地域における子育て支援等について、子どもの頃から理解を深めるための情報や学習機会を提供します。	推進	推進	推進	横浜市男女共同参画行動計画に基づき、男性の子育て参画や地域における子育ての支援について、家庭や地域における男女共同参画を推進します。 ・男女共同参画推進に関する広報・啓発の実施 ・男女平等教育の推進 ・男女共同参画センターにおける、男性の家庭活動・地域活動への参画の促進に向けた各種事業・講座の実施	フォーラム通信「男女共同参画ニュース」の掲載やパンフレット「よこはまの男女共同参画」を発行し、情報の提供、広報・啓発を行いました。 また、男女平等教育補助教材「どうしてわかるの？」を市内小学校に配付、小学生3・4年生で活用してもらい、子どもの頃から男女共同参画の理解を深める事業を実施しています。 男女共同参画センターにおいて、「男性の地域活動入門講座」、「男の日常食入門講座」、「子どもに向き合う～地域の中の子育ち、親育ち講演」などを実施し、子育てや家庭生活への男性の参画を促進する事業を実施しました。	B	更なる効果的な啓発、情報提供の方法などを検討する必要があります。	男女共同参画推進課 市民活力推進局
3 家庭の日の普及啓発 現在、全国のさまざまな都市で、家族の団らんを推進する日として毎月第3日曜日を「家庭の日」に制定していますが、本市においても同様の取り組みを実施し、市内の企業の協力も得ながら、広く周知啓発に努めます。	—	検討	推進	事業実施に向け検討を進めます。	ファミリーフレンドリー企業や商工会議所などとの意見交換等を行う企業懇談会を3回開催し、市内企業に次世代育成支援への取り組みを広げていくために「横浜モデル」を作ることが提案されました。「家庭の日」については、「横浜モデル」の中で検討していきます。	C	・企業懇談会において、企業による子育てへの貢献の議論の中で検討してきたが、「家庭の日」の具体的な検討については今後の議論の中で検討することとしたため。	企画調整課 こども青少年局

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
3-⑩企業の子育て支援が推進されている。								
1 企業による従業員のための子育て支援の推進 出産に伴う父親の休暇や育児時間、子どもの看護休暇、育児休業制度、従業員の諸権利を尊重したワークシェアリング、短時間勤務制度、職場復帰プログラム等の普及や子どもが親の職場に訪問をするなど、子育て支援の推進に貢献した企業に対する表彰制度を検討します。	—	準備	推進	企業との懇談会などを通じて、企業の子育て支援策の可能性を探るとともに、促進策の検討準備を行います。	「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、計画を実行できなかった	「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
2 企業による各種教室の実施、週単位の職業体験 企業による、夏休みの子供工作教室、保育所・幼稚園・学校等への出張教室などの各種教室の実施、週単位の職業体験を推進していくための仕組みづくりを構築します。 また、中学生の学ぶ意欲の動機づけとして、地元の企業との連携のもと、職場体験の全校展開を目指します。	推進	推進	推進	「総合的な学習の時間」など、教育課程の一環として、中学校全校で職場体験・社会体験学習を実施 標準モデル（頻度、期間、内容、評価方法など）の作成、保険加入などの支援体制を検討し、受入企業や市民向けリーフレットを作成・配付します。	・17年度の中学校職場体験実施実績 100校/146校（68%） 「総合的な学習の時間」に1日～2日程度で実施している学校が多い状況です。 ・文部科学省主催事業「キャリア・スタート・ウィーク」指定校4校において、5日間以上の職場体験を含む各学校の特色を生かした取組を行うとともに、成果について情報発信しました。	・ファミリー・フレンドリー企業表彰や次世代認定マーク（県労働局長認定）など類似の既存制度について、効果や差別化を検証する必要があります。また、市民活力推進局が予定している男女共同参画先進企業の選定事業との連携についても検討が必要です。 ・「横浜モデル」については、市内企業の多数が中小企業であることを踏まえ、中小企業にも取組みが可能な支援となるよう検討する必要があります。	こども青少年局	企画調整課
3 企業の子育て貢献活動のための懇談会 企業による子育てへの貢献活動について、行政との懇談会を設置し、例えば子育てを終えた母親の再就職の支援制度などの様々な方策を検討していきます。	—	調査実施 懇談会設置	実施	301人以上の市内企業の行動計画策定状況を調査するとともに、ファミリーフレンドリー企業や商工会議所などとの意見交換等を行う企業懇談会を設置します。	301名以上の従業員を雇用する市内企業へのアンケート調査を実施し、企業の取り組み状況や行政への期待について把握しました。 11月に設置した企業懇談会では3回開催し、市内企業に次世代育成支援への取り組みを広げていくために「横浜モデル」をつくることが提案されました。	他都市の事例研究など、効果的な支援のあり方について情報収集を進め、事業化を図っていく必要があります。	こども青少年局	企画調整課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		【A】：計画を上回って実行 【B】：計画どおり 【C】：目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	【A】「B」については事業進捗上の課題 【C】については理由・問題点及び改善の方向		
3-⑩子育てバリアフリーのまちづくりが推進されている。								
1 情報提供の充実 よこはま子育て情報局の充実を図るなど、情報のバリアを解消し、より質の高い情報を一元的に提供できるようにします。	推進	推進	推進	現在の行政情報に加えて、民間のイベント、行事予定などの掲載を検討するとともに、携帯電話を使った情報提供についても課題の検討を行います。	民間のイベント、行事予定などの掲載について提供は可能となったが、情報の取捨選択についてはさらに検討が必要となっている。携帯電話を利用した情報提供については引き続き検討を行った。	C	よこはま子育て情報局のシステムは、新規情報の掲載がしにくい、利用者が必要な情報を検索しにくいなどの課題があり、改善が必要となっています。	こども青少年局 企画調整課
2 だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進 妊婦や子育て中の人を含む、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進します。	推進	推進	推進	福祉のまちづくり重点推進地区事業の実施のほか、鉄道駅舎エレベーター等設置補助、ノンステップバス導入補助により、だれもが暮らしやすいまちづくり推進します。	(1)福祉のまちづくり重点推進地区・鶴見寺尾地区、青葉台駅周辺地区、金沢文庫駅周辺地区の実施。 (2)鉄道駅舎エレベーター等設置事業・平成17年度末で149駅中116駅にエレベーター等設置(平成16年度末112駅) (3)ノンステップバス導入・平成17年度に民営バス40台、市営バス40台を補助	B	(1)まちあるきや体験学習等のイベントにより地域の問題点を認識し、市民相互の理解を図っているが、公共施設を除く民間施設の整備につながりにくいため、成果があらわれにくいという課題があります。 (2)今後エレベーター設置を検討している駅舎は、整備の困難さを考慮し、工事が長期化することを踏まえ、複数年度に渡る工事についても、補助対象とできるような工夫が必要です。 (3)ノンステップバス導入の補助について厳密に審査し対応しているが、バス事業者には経営体力の弱いところもあり、補助がなければ導入を行えない状況があることにも留意し、検討していく必要があります。	健康福祉局 福祉保健課
3 ヨコハマ・りぶいん事業、公営住宅供給事業、安全・安心住宅相談事業の推進 子育て世帯が安心して暮らせる住宅の供給、相談等について推進します。	推進	推進	推進	【りぶいん】 現在管理中の団地については、管理期間(20年)の終了まで引き続き家賃補助をおこないます。また、認定済みの団地について建設工事の進捗にともない建設費補助をおこないます。 【相談推進】 市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活できるよう、住宅の新築・リフォームをはじめ、防犯対策、耐震性の向上、高齢者・障害者に対応したバリアフリー化の促進、近年社会問題となっているマンション管理等の解決を図るため、市民ニーズに対応した住宅関連の相談を行います。	【りぶいん】 ・中堅ファミリー世帯向けに公的賃貸住宅として「ヨコハマ・りぶいん」を供給しました。 入居募集(新築) 2団地(区) 40戸 入居開始(新築) 2団地(区) 48戸 ・18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯に対して、市営住宅の当選率を3倍とする優遇措置を実施しました。 【相談推進】 各区役所及びハウスクエア横浜において、年間を通じて市民ニーズに対応した住宅関連の相談を行いました。	B	今後も計画どおり推進します。	まちづくり調整局 住宅整備課
4 幼児交通安全教育訪問指導事業の推進 幼稚園・保育所等を訪問し、園児に教育機材を活用した交通安全の実技指導を行います。また、園に対しては、日常保育の中で交通安全指導の進め方について指導助言を行います。	訪問指導 150園	訪問指導 150園	推進	幼児交通安全教育訪問指導を150園で実施します。	計画どおり幼児交通安全教育訪問指導を実施しました。	B	幼稚園教諭、保育士等による日常の交通安全指導の強化が必要です。	放園自転車課 交通安全課 道路局
5 こども・セーフティ・スクール 小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加・実践型交通安全教室「こども・セーフティ・スクール」を実施します。	年36回	年36回	推進	年36回実施します。	計画どおり年36回実施しました。	B	区や関係機関・団体との連携による新たな交通安全教育事業「はまっ子交通あんぜん教室」に移行します。	放園自転車課 交通安全課 道路局
6 スクールゾーン対策 子どもの安全を最優先させるという見地から、学校を中心とした一定範囲の地域を重点地域としてとらえ、スクールゾーン対策協議会からの要望をもとに運転者に安全運転の励行を促すとともに、通学路の安全確保を図るため、通学路標識、路面表示等の整備等を行います。	推進	推進	推進	平成17年度から各区において実施します。	全市立校に設置しているスクールゾーン対策協議会からの要望を受け、区役所等により整備等を実施しました。また、市民局では活動資料を作成しました。	B	今後も計画どおり推進します。	放園自転車課 交通安全課 道路局

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度 実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向			
7 交通バリアフリー化推進調査 「交通バリアフリー法」に基づき、主要駅とその周辺地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を進めるための基本計画である「バリアフリー基本構想」を策定します。	実施 2地区	検討3 地区 準備2 地区	推進	平成17年度は、16年度から検討を進めてきた横浜駅周辺地区、新横浜駅周辺地区を対象とした交通バリアフリー基本構想について引き続き検討を行い、早期の作成を図ります。 また、新たに三ツ境駅周辺地区において基本構想の検討作業を進めるほか、戸塚駅周辺地区、上大岡・港南中央駅周辺地区についても基本構想づくりの準備を進めます。	「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、 計画を実行できなかった 横浜駅、新横浜駅は、概ね交通バリアフリー基本構想の作成作業を終了し、ほぼ予定通り進捗しました。 三ツ境駅周辺地区については、基本構想素案を作成し、市民意見募集の実施に向け準備を進めました。	B	本市においては、交通バリアフリー基本構想の作成対象となる駅が130以上あるため、今後、基本構想作成に係る効果的な取り組み方法等について検討する必要があります。	企画課 交通計画担当
8 子どもを大切に作るコミュニティづくりに 向けた啓発 地域が自主的に行う子育て支援行事への支援を強め、さまざまな機会を通じて、地域全体で子どもの成長を見守ることの大切さを広報するなど啓発活動を推進します。	検討	実施	充実	シンポジウムやキャンペーン、メディアを活用した啓発PRなどの検討を行います。	「かがやけ横浜子どもプラン」の周知を図るために、「横浜市の次世代育成」をテーマに、地域関係者、関係機関、一般市民などを対象としたシンポジウムを開催しました。(7月) 「親子の居場所」の情報や「かがやけ横浜子どもプラン」の内容の周知を図るため、市内百貨店の赤ちゃんフェアとタイアップし、2週間にわたりパネル展示等を実施しました。(9月) 市民活動団体とともに、子育てを地域全体で考えるシンポジウムを開催しました。(2月)	B	子育て関連のイベントなど、様々な機会を捉えて啓発活動を行うため、わかりやすい広報媒体の作成など、PR手法を工夫する必要があります。	子ども青少年局 企画調整課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
3-⑬小児医療や乳幼児健診などの充実が図られている。								
1 小児救急医療体制の確保・拡充 24時間365日体制で小児二次救急医療を提供する、小児救急医療中核病院を整備するとともに、これら中核病院と連携する小児科病院群輪番体制を整備し、小児救急医療体制の確保・拡充を図ります。 (1) 夜間急病センターの地理的配置を考慮して、市内南部方面の初期救急医療の充実策を検討していきます。 (2) 24時間365日小児科専門医の診療体制を確保している「小児救急の拠点病院」を、現在の3病院から6病院に拡充します。 (3) 横浜市立大学附属市民総合医療センター内の「小児総合医療センター」において三次救急に対応するとともに、「病院群輪番制」の参加病院や「小児救急の拠点病院」への支援体制を構築します。 (4) 症状に応じた適切な救急医療機関を受診できるよう、子どもの病気や受診方法などについての啓発を行います。	推進	推進	推進	従来から実施していた休日・夜間の小児科病院群輪番制(市内を3ブロックに分け、各ブロックに1病院の当番病院を配置)も継続しながら、24時間365日体制で小児科二次救急医療を提供する小児拠点病院を6病院に拡充します。	みなと赤十字病院、横浜市南部病院、国立病院機構横浜医療センターを加え、小児拠点病院を6病院体制に拡充しました。	B	健康福祉局	医療政策課
2 市民への医療情報の提供 医療機関、病気、薬などの医療関係情報を蓄積し、市民が必要な情報を検索できるシステム化を進めるとともに、病院図書館の設置など、市民・患者が医療を学べる環境づくりを推進します。	推進	推進	3ヶ所	衛生局が設置する「市民医療を考える横浜懇談会」で議論されてきたものであり、今後の事業化に向けて必要な準備や問題点などについて、引き続き17年度中に議論して整理します。	「市民医療を考える横浜懇談会」において「最終まとめ」を作成し、市民・患者向けに書籍・雑誌を集めた「医療学習コーナー」の整備が提言されました。	B	健康福祉局	医療政策課
3 身近な場所での小児救急看護講座の開催 地域の子育てグループが、身近な場所で少人数でも学べるよう、福祉保健センター、日本赤十字社や消防署に等よる小児救急看護講座を推進します。	推進	推進	推進	福祉保健センターを中心に関係機関との連携を図り、講座の実施方法等を検討します。	小児救急医療の普及啓発のため、症状にあった適正な受診の促すため、症状別の対応方法等とともに、救急医療体制、初期救急医療施設を周知するため、パンフレット「小児救急のかかり方」を1万部作成し、子育て対象者等に配布しました。また、福祉保健センターを中心とした関係機関と連絡を図り、小児救急医療の普及啓発講座の実施について検討を進めてきました。	B	健康福祉局	医療政策課
4 ボランティア等との連携による支援策の拡充 ボランティア、NPO、患者会等との連携を図り、入院中の小児や兄弟姉妹の保育を実施します。	推進	推進	推進	患者自らが主体的に医療に参加し、納得と満足が受けられる「患者中心の医療」の実現を目指して、「患者と医療者との良好な関係」を確立するため、市民、医療関係者、学識経験者からなる「市民医療を考える横浜懇談会」において検討を進めます。	患者と医療者との良好な関係を確立するためには、患者支援活動に関する情報の共有化や相互交流を活発にし、市民による患者支援活動の推進が重要であるとし、「市民医療を考える横浜懇談会」において、「最終とりまとめ」を作成し、「市民による患者支援活動の促進を図る」との提言がされました。	C	子ども青少年局	保育運営課
5 かかりつけ医の普及・促進 かかりつけ医を持つことの大切さをホームページ等で市民に広報するとともに、医療関係団体とも協力しながら、かかりつけ医の普及・促進を図っていきます。	推進	推進	推進	市民一人ひとりの日常の健康管理や一次医療について、本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で治療や健康に関する指導にあたるかかりつけの医師等を持つことが重要ですので、関係団体と連携しながらかかりつけ医を持つことの一層の普及促進、市民啓発を行います。 また、地域医療連携センターにおけるかかりつけ医の紹介においては、より市民ニーズに沿ったかかりつけ医に関する情報を提供できるよう、情報提供機能の強化を衛生局及び関係団体において検討します。	横浜市医師会地域医療連携センターにおいて医療機関情報を収集、データベース化し、市民からの問い合わせに対し、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するとともに、市民向けポスターを医療機関や区役所等に掲示し、かかりつけ医の普及啓発を図りました。 また、昨年に引き続き、インターネットを利用した検索システムにより、医療機関に関する情報を市民に提供しました。	B	健康福祉局	医療政策課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課		
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向					
6 乳幼児健康診査の内容の充実 福祉保健センターや医療機関での乳幼児健康診査が、気軽な子育て相談や地域の子育て情報を知る機会として活用されるよう内容の充実を検討します。	推進	推進	推進	乳幼児の健やかな成長と発達を見守り、養育者の育児不安の解消を願って、各区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施しています。乳幼児健診に来庁された乳幼児とその養育者のニーズに現行の健診がマッチしているのか、昨年度末に行った母子保健アンケートの結果等を照らし合わせながら、内部検討を進め事務改善や内容の充実や受診率の向上を図ります。	A：計画を上回って実行 B：計画どおり C：目標に達しなかった、計画を実行できなかった	左記のアンケート結果を踏まえて、母子保健事業改善検討会を開催し、各区の乳幼児健診の流れや工夫を検証して、全区の状況をまとめました。市民アンケートの中で、市民満足度が比較的低かった、健康診査にかかる時間や受診者を待たせている時間などについて工夫例を全区に紹介し、改善の方向性を示唆しました。乳幼児健診事業について、さらに各区で実施できる改善策や工夫を検討をしているところです。	B	福祉保健センターの乳幼児健診は、集団で実施しているため、他の受診者の待ち時間を延ばさずに、子育て等の相談に対し満足いく対応を行ううえでは、対応方法等について工夫が必要となります。	子ども青少年局	こども家庭課
7 結核医療・健康管理事業 平成16年に結核予防法が改正され、17年度から、ツベルクリン反応検査を省略し、直接、BCGを接種するなど大幅な制度改正がされます。そこで、より一層確実に接種する必要があることや、集団接種は実施日が限られていることから、BCG接種率の確保及び市民サービスの向上を図るため、17年度から2区において、かかりつけ医などの医療機関におけるBCG個別接種をモデル実施します。	推進	推進	推進	17年4月から福祉保健センター及び市医師会と2区の選定と研修・実施体制の調整を行った結果、青葉区と港南区で10月からBCG個別接種を実施します。	10月から港南区、青葉区にてBCG個別接種を実施しました。 港南区接種人数 (10～3月実績) 913人 青葉区接種人数 (10～3月実績) 1,445人		B	個別接種化のメリットを生かすには、協力医療機関を区内に地域の偏りが無いよう配置する必要があります。協力医療機関の中には辞退するところもあるため、BCG直接接種研修会を18年度も開催し、正しいBCG乾燥ワクチンの溶解やBCG接種法について、確認研修を行うとともに、新規受講者には協力医療機関となるよう要請していきます。	健康福祉局	感染症課
8 集団予防接種事業 急性灰白髄炎(ポリオ)については、国等の動向を踏まえながら検討していきます。	推進	推進	推進	17年度のポリオ予防接種は、各区福祉保健センターで、延べ62,800人(0歳児推計人口)を対象に、4月と10月2回の集団接種を実施します。	延べ61,389人が接種しました。 (受診率 97.1%) ※受診率については、対象者数を0歳の推計人口から算出しました。		B	ポリオは生ワクチン接種であり、接種者の便から約1月間、ポリオウイルスが排出されるため、接種する時期を4月と10月に統一し集団接種することで、被接種者から未接種者への感染を防いでいます。BCG接種の対象が36か月未満から生後3か月～6か月未満になったことにより、4月と10月にBCG接種日を設ける区(17年度は6区)が増えることが想定されます。これにより4月と10月は予防接種が混雑することが予想され、ポリオ接種回数の増が求められるが、回数増が困難となっています。	健康福祉局	感染症課
9 不妊相談事業 福祉保健センターで実施している不妊相談を充実するとともに、専門医師や不妊専門看護師による専門相談を実施します。	検討	不妊相談 各区月1～2回 専門相談 月2回 相談件数 379件 助成件数 402件	推進	不妊治療に関する情報の提供や自律的な意思決定を支援するため、不妊相談の充実と不妊専門相談を新規に実施します。また、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	・各区福祉保健センターの「女性の健康相談」を充実させ、不妊相談を実施しました。より専門的な相談が必要な場合には、4月から開始した不妊専門相談を紹介し、専門家による相談を行いました。 ・特定不妊治療費助成事業は、予定通り10月から開始しました。申請にあたっては、申請者の利便性を考慮し、各区福祉保健センターの窓口の他、郵送でも申請ができるようにしました。		C	特定不妊治療費助成事業は10月から開始しましたが、広報してから事業開始までの期間が短かったことや事業開始間もないことにより、対象者の方に対して事業が浸透していなかったためと考えられます。さらに事業の周知を図る必要があります。不妊専門相談については、各区福祉保健センターからの紹介相談者が直接予約できる方法等の検討が必要です。	子ども青少年局	こども家庭課
10 女性の健康相談事業の充実 子育て中の女性が自らの健康に対する不安や悩みを気軽に相談できるように、現在各区で実施している、「女性の健康相談」の内容を充実していきます。	推進	推進	推進	各区福祉保健センターにおいて引き続き「女性の健康相談」を実施するとともに、内容の充実について検討を進めます。	各区福祉保健センターにおいて引き続き「女性の健康相談」を実施しました。		C	18年度に実施する各区との意見交換会の中で状況を確認していくこととします。	子ども青少年局	こども家庭課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A: 計画を上回って実行 B: 計画どおり C: 目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
3-⑩新生時期の保護者に対する支援が充実している。								
1 ブレネイタル・ピジット (出産前小児保健指導)の検討 出産前にかかりつけ医を見つけることができるような仕組みを検討していきます。	-	検討	実施	仕組みづくりについて検討を進めます。	仕組みづくりについて検討を進めています。	C	産婦人科医師と小児科医師との連携方法や福祉保健センターにおける関わりかた等について慎重に検討していく必要があります。	青少年局 こども家庭課
2 医療機関からの診療情報提供の仕組みの確立 産科や小児科の医療機関から福祉保健センターへの診療情報提供を受け、支援につなげるシステムを確立します。	検討	検討	推進	出産後、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭を保健師・助産師等の専門家などによる育児支援家庭訪問事業を10月に実施する予定ですので、情報提供の仕組みについても検討を進めます。	17年11月から、育児支援家庭訪問事業の実施に伴い、横浜市医師会の協力を得て、支援が必要な方に対して、その方の居住区の福祉保健センターに情報提供していただく仕組みをつくりました。	B	情報提供の仕組みについては、十分に活用されていないため、改善する必要があります。	こども青少年局 こども家庭課
3 産後支援ヘルパーの派遣 出産後2か月の間、家事・育児支援が必要な家庭に産後支援ヘルパーを派遣します。	実施	推進	推進	17年1月から事業を開始しており、さらなる事業周知の徹底と、利用者数の増加をめざします。	横浜市医師会の協力を得て、医師会加入のすべての医療機関におけるポスターの掲示、産婦人科医療機関における申請書の配布、よこはま子育て情報局からの申請書のダウンロード等を実施しました。	B	利用者の増加のために、利用者アンケート等を実施し、利用者の利便性を高めていく必要があります。	こども青少年局 こども家庭課
4 育児支援家庭訪問事業の実施 出産後1年間の間、保健師・助産師等の専門家などによる継続的な訪問支援体制を構築します。	検討	実施	推進	出産後、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭を保健師・助産師等の専門家などによる「育児支援家庭訪問事業」を10月から実施する予定です。 また、事業実施に際しては、訪問員に対する研修を充実強化します。	17年10月1日から育児支援家庭訪問事業を開始し、各区に保健師・助産師等の資格を持つ育児支援家庭訪問員を配置し、支援が必要な家庭に対して訪問を実施し、必要な場合には育児支援ヘルパーの派遣も行っています。また、育児支援家庭訪問員に対する研修については、小児医療部門や乳幼児精神保健部門の専門家にも依頼し、4回実施しました。	B	育児支援家庭訪問員は子育てに不安や孤立感を抱える家庭を訪問して支援していくため、専門的な知識と支援の能力を持つことが必要です。長期・安定的な雇用により、資質の維持・向上を図る必要があります。	こども青少年局 こども家庭課
5 乳幼児健康診査の内容の充実 福祉保健センターや医療機関での乳幼児健康診査が、気軽な子育て相談や地域の子育て情報を知る機会として活用されるよう内容の充実を検討します。特に、福祉保健センターでの乳幼児健診は、絵本の読み聞かせ、手作りおもちゃ等、地域の子育て支援の人材を活用しながら子育て支援の場の一つとして活用していきます。	⑬-6再掲	⑬-6再掲	⑬-6再掲	⑬-6再掲	⑬-6再掲	B	⑬-6再掲	こども青少年局 こども家庭課
6 家庭への支援体制の充実 子育て不安や支援を必要とする家庭に、看護職のみならず、ケースワーカー、保育士等の多職種による家庭訪問の充実を図るとともに、地域で子育て支援を実施している人たちとの連携により、多様で重層的な支援が行えるよう、検討していきます。	③-1再掲	③-1再掲	③-1再掲	③-1再掲	③-1再掲	B	③-1再掲	こども青少年局 こども家庭課

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価 【A】：計画を上回って実行 【B】：計画どおり 【C】：目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度				
3-⑬障害のある子どもが安心して過ごせる居場所が確保されている。							
1 幼稚園・保育所に入園している障害のある子どもに対する支援 障害児地域療育センターによる地域支援の一つとして、職員に対する技術支援を目的に、幼稚園・保育所等への巡回訪問を引き続き実施します。	巡回訪問 800回 延 1,200人	巡回訪問 延 1,118人	推進	地域療育センターの業務である関係機関技術援助として、幼稚園・保育所に専門職員を派遣して相談に応じるとともに、療育上の技術支援を行います。 巡回訪問 1,200人程度派遣	計画どおり、幼稚園・保育所に専門職員の派遣をし、技術支援を行いました。 【17年度実績】 巡回訪問 延1,118人派遣	B	巡回訪問の回数のみでなく、技術支援の内容の充実が今後の課題となっています。 なお、幼稚園・保育所職員を対象とした研修会等の取組も実施しています。
2 放課後児童育成施設における居場所の確保 放課後キッズクラブ、はまっ子ふれあいスクール、放課後児童クラブの放課後児童育成施設において、障害のある児童の居場所を確保していきます。	実施	実施	推進	【各事業に登録している障害児数】 放課後キッズクラブ事業 46人 はまっ子ふれあいスクール事業 1,128人 放課後児童健全育成事業 143人	【各事業に登録している障害児数】 放課後キッズクラブ事業 92人 はまっ子ふれあいスクール事業 1,287人 放課後児童健全育成事業 143人	B	障害児の参加促進のためのスタッフの人材養成が必要です。
3 学齢障害児地域生活サポート事業 学齢期の障害児とその家族の日常的な暮らしを支えるため、「学齢障害児地域生活サポート事業」を推進します。地域の課題に応じてさまざまな事業を実施する地域拠点をモデル的に2か所運営します。	2か所	2か所	一	モデル事業実施団体の取り組みから、効果的なサービス提供方法・団体の育成手法について検証を行います。また、既に同じような取組みを行っている地域クラブ、各区社会福祉協議会等と事業の方針や協力体制について協議します。	市内2か所の拠点ごとに、拠点開設・人材育成・余暇支援という必須事業のほかに、地域のニーズに合わせた活動を開始しました。 また、事業の分析や課題の集約のため、学識経験者や利用者代表を含めた運営委員会を開催しました。	B	・利用者が増加しており、団体から補助金（1団体年間240万円）と利用料のみでは拠点の運営が困難との意見がありました。 ・実施団体と区・区社協との一層の連携体制強化が必要です。
4 学齢障害児余暇支援事業 学齢期の障害児がいる家族への支援と障害児の余暇支援のため、市と市・区社会福祉協議会が連携して、障害児が安心して過せる「場」づくりを進めます。また、長期休み以外の土日に支援の範囲を広げるなど、居場所づくりの拡充に努めます。	実施	18ヶ所で 実施	拡充	各区社協で、学齢期の障害児の様々な体験の場を提供し、学齢期の障害児をサポートする若手ボランティアの養成を図るため、の事業を助成します。活動に合わせた補助金を市社協が交付します。 (18か所)	各区社協で、長期休みや土日などに学齢期の障害児の様々な体験の場を提供し、また、ボランティアの養成を図るための助成を行いました。(18か所)	B	①ボランティア（担い手）の確保 ②市社会福祉協議会は本事業に対して「つなぐ」ことが本来の役割であり、障害児の余暇支援については、各区内でそれぞれ独自に実施している団体・施設もある中で、いかに他団体をつなぎ、当事者にとってよりよいサービスにするかというところが課題となっています。
5 盲・ろう・養護学校における余暇活動支援の充実 盲・ろう・養護学校での「学齢障害児夏休み支援事業」（横浜市立盲・ろう・養護学校において、夏休み期間中に学校施設を利用して、プール指導・開放、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動等を実施。地域の小・中学校個別支援学級・福祉施設等に在籍する学齢障害児の参加や、地域住民ボランティアの協力を得て実施する。）の拡充や「はまっ子ふれあいスクール」の充実により、夏休みや放課後の余暇活動支援を強化していきます。	推進	推進	推進	【各事業に登録している障害児数】 放課後キッズクラブ事業 46人 はまっ子ふれあいスクール事業 1,128人 放課後児童健全育成事業 143人 【プール指導及び開放】 盲・ろう・養学校11校で各校30回（指導20回、開放10回） 【部活動・文化活動指導】 盲学校、ろう学校、本郷・日野・高等養学校、計5校で各校10回	【各事業に登録している障害児数】 放課後キッズクラブ事業 92人 はまっ子ふれあいスクール事業 1,287人 放課後児童健全育成事業 143人 【プール指導及び開放】 盲・ろう・養学校10校で合計162回（指導83回、開放79回）延4,788人参加 生徒の減少で活動が行えない二つ橋養護学校以外で実施 【部活動・文化活動指導】 盲学校、ろう学校、本郷・港南台ひの・高等養学校、計5校で合計144回延4,520人参加	B	盲・ろう・養護学校の余暇支援については、自力での移動が困難な児童生徒が多いため、より効率的な移動手段の確保が課題となっています。

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課	
	H16年度	H17年度 実績	H21年度		「A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向				
<p>6 障害児の通学・校内生活・校外学習における支援の充実</p> <p>横浜市立小・中・盲・ろう・養護学校に通う障害児の介助をしている保護者が病氣・通院・入院した場合や家族の介護等で支援できない場合に、障害児の通学・校内生活・校外学習における支援として「障害児学校生活支援事業」（支援員を配置して児童・生徒の通学時・校内生活・校外学習の支援を行います。盲・ろう・養護学校の児童・生徒に対しては、登下校のみ実施）がありますが、地域の協力を得て、これをさらに充実していきます。</p>	推進	推進	推進	<p>小・中学校では、生徒1人に対し、登下校及び校内生活の場合は、年間40日以内、宿泊を伴わない校外活動の場合は、年4回、宿泊を伴う校外活動の場合は年1回学校生活支援員を配置しています。</p> <p>盲・ろう・養護学校では、生徒1人に対し、年間80回以内（登・下校を各1回）の配置としています。</p> <p>また、児童・生徒を安全に支援するため、支援員に対し、実務研修を実施します。</p>	<p>「A」：計画を上回って実行 「B」：計画どおり 「C」：目標に達しなかった、計画を実行できなかった</p> <p>平成17年度末現在、小・中学校では、児童生徒220人に支援員を配置し、登下校及び校内生活、校外活動への支援を行いました。盲・ろう・養護学校では、児童生徒111人に支援員を配置し、登下校の支援を行いました。</p> <p>また、計画どおり、支援員に対し8月に初任者研修Ⅰと経験者研修を、11月に初任者研修Ⅱを実施し、車椅子実技研修も実施しました。</p>	B	<p>概ね事業推進が図られていますが、利用者が増大するのにあわせて、コストに見合う成果の検証が課題となっています。また、ちらしや広報を通じての事業の啓発活動も続けていく必要があります。</p>	教育委員会	特別支援教育課
<p>7 各区独自の取組の強化</p> <p>各区の社会福祉協議会や地域活動ホームを中心に、様々な方法で実施されている夏休みや放課後の支援の取組を拡充していきます。</p>	各区で特性に応じて実施	各区で特性に応じて実施	各区で特性に応じて実施					区役所	

平成17年度事業評価
(行政内部の検証作業による自己評価)

事業名 目標水準・内容等	目標水準			平成17年度の達成目標	平成17年度事業の行政内部の検証による自己評価		所管局	所管課
	H16年度	H17年度実績	H21年度		A:計画を上回って実行 B:計画どおり C:目標に達しなかった、 計画を実行できなかった	A」「B」については事業進捗上の課題 「C」については理由・問題点及び改善の方向		
3-16 学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの支援が確保されている。								
1 学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの支援策の検討 これまでの障害認定基準ではとらえきれない学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等へのソーシャル・スキル・トレーニングや福祉等の対応を求める新たなニーズに対する支援策の検討を行います。	—	充実	充実	(1)支援体制について検討する委員会を設置します。 (2)福祉、労働、教育、医療、保健など各領域の支援のネットワークによるケア会議を開催し、発達障害者の個別支援計画による乳幼児期から成人期まで一貫した支援をモデルとして実施します。 (3)在宅の自閉症等発達障害のある児童の診断・評価・指導・訓練等を実施し、地域生活を円滑に送れるようにするための支援体制をモデル的に実施します。	(1)計画どおりに横浜市発達障害検討委員会を設置しました。 (2)計画どおりに圏域支援体制整備事業をモデル実施し、支援ネットワークづくりをし、現在も進めています。 (3)計画どおりに発達・相談支援等モデル事業を実施し、早期発見・早期療育をモデル的に開始し、現在も実施しています。	B	これまでの障害認定基準ではとらえきれなかった発達障害の状態はさまざまであり、明確な診断基準も定着していません。そこで、対象者の選定や、幅広いニーズに対する施策や具体的な事業の実施と個々の支援に対する多くの分析や検討が必要です。	障害福祉課 健康福祉局 子ども青少年局
2 関係機関への研修の充実と相談事業の実施 幼稚園、保育所、地域子育て支援センター、親と子のつどいの広場等、さまざまな居場所の職員に対して、研修を拡充するとともに、学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもの保護者を対象として相談事業を実施します。	—	充実	充実	警察、消防、公共交通機関への研修については、研修をパッケージ化し、同一内容の研修を複数回開催し、継続的に実施していきます。一般企業への研修についても企業内研修時に活用できるようパッケージ化し、有償提供します。	計画通りに、地域生活を支える様々な機関の職員に研修を実施しました。	B	障害についての正しい知識を身に付けるためには、多くの研修の機会の提供が必要です。	健康福祉局 障害福祉課
3 市民への啓発の推進 学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもに限らず、障害や疾病の正しい理解を進めるために普及啓発のさらなる充実を図ります。	検討	推進	推進	検討プロジェクトについては、障害当事者(身障・知的・精神)、関係団体、学識経験者、一般公募による市民等9名程度で構成し、年度内に4回の検討会を開催します。	横浜市内の障害に関係する団体(当事者、親等)、機関など14団体で「セイフティネットプロジェクト横浜」を構成しました。そこで、全ての障害児者の地域生活を支えるさまざまな支援策を検討し、実施しています。市内に多数あるコンビニエンスストア等店舗でのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードを作成し、市内の約1,600店舗に配布する活動を行いました。	A	障害についての普及啓発は、継続的に実施することが重要です。	健康福祉局 障害福祉課
4 学齢期の学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援 学齢期の学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもへの教育的支援については、学校における支援体制の状況を見ながら、アシスタントティーチャーの配置、支援チームの拡充、特別支援教育推進検討会議での検討等により充実していきます。	検討	推進	推進	(1)特別支援教育推進検討会議 支援体制の構築(年6回開催) (2)特別支援教育コーディネーター 養成研修 年間5回の悉皆研修 (3)専門家支援チームの派遣 巡回相談による指導・助言 (6ブロック方面別) (4)特別支援教育指導体制モデル 校事業 小学校21校、中学校6校、計27校で実施 (5)軽度発達障害指導者養成研修 年50人を2か年で養成、H19までに250人養成	(1)6回の会議を開催し、指導体制モデル校事業等支援体制の構築について検討しました。12月に特別支援教育シンポジウムを開催しました。 (2)後期養成研修を5回実施、518名の特別支援教育コーディネーターを指名配置しました。 (3)支援チームを1チームから6ブロック6チームに増加。学校への支援充実を図りました。 (4)モデル校27校において、LD等特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する学校全体としての指導体制を検証しました。 (5)LD、ADHD等特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する理解研修を10回実施、指導者の養成を行いました。	B	(1)会議のスケジュール管理、特別支援教育シンポジウム開催、(2)全校での特別支援教育コーディネーター指名、(3)支援チーム派遣事業の円滑な執行、(4)モデル校事業の検証、等が必要となっています。	教育委員会 特別支援教育課